

## 予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年3月14日(月) 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	木野田 誠 君
委員	平原 志保 君	委員	中村 満雄 君
委員	前島 広紀 君	委員	厚地 覺 君
委員	新橋 実 君	委員	塩井川 幸生 君
委員	前川原 正人 君	委員	時任 英寛 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	川東 千尋 君	まちづくり調整監	塩屋 勝久 君
建築住宅課長	松元 公生 君	土木課長	猿渡 千弘 君
建築指導課長	瀬戸 司 君	建設施設管理課長	長谷川俊己 君
都市計画課長	池之上 淳 君	建設政策課長	茶園 一智 君
区画整理課長	馬渡 孝誠 君	霧島総合支所産業建設課長	原田 修 君
下水道課長	柿木 安長 君	公園管理G主幹	川畑 誠 君
建設政策課用地G主幹	池田 豊明 君	道路維持第2G主幹	仮屋園 修 君
道路管理G主幹	大岩根充一 君	道路維持第1G主幹	西元 剛 君
道路整備第1G主幹	松形 一敏 君	河川港湾G主幹	竹下 浩二 君
建築住宅課住宅G主幹	本村 浩孝 君	建築住宅課建築G主幹	侍園 賢二 君
区画整理課業務第1G主幹	南田 光正 君	建築住宅課住宅収納G主幹	柰田 信幸 君
区画整理課業務第3G主幹	小松 弘明 君	産業建設課温泉G主幹	谷山 一治 君
下水道課工務G主幹	塩屋 一成 君	下水道課業務G長	笹峯 毅志 君
下水道課業務Gサブリーダー	赤塚 裕樹 君	建築指導G長	鶴ヶ野浩二 君
都市計画G長	長瀬 広和 君	道路整備第2G長	三島由起博 君
都市整備G長	笛田 純一 君	都市整備Gサブリーダー	池田康一郎 君
建設政策課政策G主任主事	宮原 健介 君	水道部長	上脇田 寛 君
水道課長	寺田 浩二 君	水道部管理課長	浮邊 文弘 君
水道政策G長	川畑 信司 君	施設第1Gサブリーダー	下村 英明 君
水道政策G主査	山内 太 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

議員 宮本 明彦 君

6. 本委員会の傍聴議員は次のとおりである。

議員 植山 利博 君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について

議案第34号 平成28年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

議案第35号 平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第36号 平成28年度霧島市介護保険特別会計予算について

議案第37号 平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

- 議案第38号 平成28年度霧島市下水道事業特別会計予算について
- 議案第39号 平成28年度霧島市温泉供給特別会計予算について
- 議案第40号 平成28年度霧島市水道事業会計予算について
- 議案第41号 平成28年度霧島市工業用水道事業会計予算について
- 議案第42号 平成28年度霧島市病院事業会計予算について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前 9時00分」

○委員長（常盤信一君）

会議を開きます。それでは、議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算について、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算について、御説明申し上げます。予算書の5から6ページです。一般会計予算につきましては、総額で、歳入歳出それぞれ572億5,000万円でありますが、建設部関係の歳出予算額は、土木費では、53億1,031万4,000円であり、平成27年度の土木費55億7,675万1,000円と比較いたしますと、対前年度比95.2%で、予算額では2億6,643万7,000円の減となっております。このように、今後も建設事業費は減少していくことが想定されますので、霧島市総合計画などの各種計画や、平成27年3月に策定された「霧島市公共施設管理計画」に基づき、建設部で所管いたします各計画の見直しに着手しながら、財政状況を勘案し効果的・効率的な事業を推進し、市民生活の向上を図っていきたいと考えているところでございます。なお、各予算の内訳と致しましては、土木管理費で3億6,437万9,000円、道路橋梁費で19億8,899万5,000円、河川費で1億7,435万円、港湾費で323万1,000円を計上するとともに、都市計画費で20億8,583万4,000円、住宅費で6億9,352万5,000円を、それぞれ計上いたしております。また、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で、7,000万円を計上したところであります。続きまして、予算書の8ページです。第3表の地方債につきましては、各種事業の地方債のそれぞれの限度額を設定したものであります。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、関係課長がそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設政策課長（茶圓一智君）

[予算説明資料に基づき説明]

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

[予算説明資料に基づき説明]

○土木課長（猿渡千弘君）

[予算説明資料に基づき説明]

○建築住宅課長（松元公生君）

[予算説明資料に基づき説明]

○建築指導課長（瀬戸 司君）

[予算説明資料に基づき説明]

○都市計画課長（池之上淳君）

[予算説明資料に基づき説明]

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（厚地 覺君）

1ページの県営道路整備負担金事業の犬飼霧島神宮停車場線ですけれど、この区間はあと700mぐらい残っているんですけど、この負担金は幾らになりますか。

○建設政策課長（茶圓一智君）

200万円でございます。

○委員（厚地 覺君）

この200万円の負担金で、どのくらいの距離が進みますか。

○建設政策G長（別當政浩君）

今、御指摘の安楽工区のほうでありますけれど、これに関しましては今年度までに全体の約69%が進捗される見込みになっております。先ほど申しました負担金で、どれだけ進むかということについては、まだそこまで資料が届いておりませんので、現段階ではちょっと御報告できない状況です。

○委員（厚地 覺君）

もう1件。2ページの道路維持改良事業ですけれど、牧場～真頭線、これは去年一昨年からやるやると言っていて、まだ進んでないわけですけども、この路線は温泉や下水道、水道工事とかいろいろ入っていて、舗装がめちゃくちゃになっているんですけど、これに下水道が絡んでくると思いますが、今年度どのくらいの工事費でやるのか、何メートルぐらいできますか。

○道路維持第1G長（西元 剛君）

建設施設管理課の分につきましては、側溝の整備という形で、一応全路線計画はしております。下水道事業は下水道事業で事業として計画はされておりますので、建設施設課分に関しましては計画路線数を全て整備することになっております。

○委員（厚地 覺君）

下水道は下水道で別でしょうけれども、なるべくこの工事と一緒に下水道もやってもらわないと、何回も通行止めをしないように、なるべくいっぺんに一度にやっていただければと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（前島広紀君）

1ページの一番下のところなんですけれども、県営街路事業負担金事業に関してですけれども、まずお伺いしたいのは、この新町線という場所はどこでしょうか。

○建設政策G長（別當政浩君）

ここで上げております新町線は、現在の奈良田団地の前からJRを越して、県道の国分霧島線までの約500m区間でございます。

○委員（前島広紀君）

そこに関しましては、27年度も負担金が計上されていたと思うんですけども、27年度はどれぐらい計上されていきましたか。分からなければ後でいいんですけども、現在の進捗状況はどのくらいでしょうか。

○建設政策G長（別當政浩君）

現在の進捗状況ですが、県からお伺いして資料によりますと、今年度末で28%の進捗率となる予定です。

○委員（前島広紀君）

県の事業ですので、余り詳しく聴いても分からないところもあると思いますけれども、総額で幾らぐらいの予算なのか分かりませんか。工事費が。それと、完成年度といいますか、どのぐらい年数がかかるのか、分かれば教えてください。

○建設政策G長（別當政浩君）

全体事業費と致しましては、約23億6,000万円とお伺いしております。それと、完成年度におきましては、30年度前半というふうに県のほうからお伺いしております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（中村満雄君）

空き家対策についてお伺いしますけれども、頂戴しています資料の中の一番最後のページに、危険家屋というのが霧島市内で1,375件あると。建築指導課で、危険家屋ですね、特定空き家と位置付けられている、特定空き家と位置付けることによって、その家屋を取り壊しなさいとか、そういったことが積極的に動くことができるわけですが、総務部の予算では、たったの300万円なんですよね。ということは、1戸当たりの補助金が30万円ということが限度額ということですので、10戸しか予定に上がっていないと。それで、今ここで上がってます1,375件の危険家屋といいますのは、年々危険度が増していく状態にあるはずなんですよね。もうすぐ崩壊とかそういった方向にいくと。だから、この1,375家屋のうちに、特定空き家として指定すべき戸数というのはわかりますか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

特定空き家につきましては、空き家の法律に基づきまして、定義付けられた指導対象となる空き家ということになります。この危険実態調査で判断しております1,375棟、これにつきましては外観目視の判断で、危険性があるというところで判断したものがこれだけということになります。建築指導課としまして特定空き家と現在判断済みのものが、2月末現在で9棟ございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、9棟引いた残りのところは、今のところ倒壊の恐れとかそういったものはないという判断をされているわけですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

特定空き家の判断につきましては、法律に基づきまして、霧島市としましての判断基準を作っております。具体的な数字目標、例えば傾きが20分の1を超えるですとか、点数付けをして100点を超える、もしくは周辺に影響がある、そういったようなところを昨年の8月の協議会にも諮りまして、霧島市の基準を作っております。特定空き家の判断につきましては、その基準に照らして1棟1棟を現地に赴きまして判断をするということになります。全体的な判断をしておりますこの1,375棟、これにつきましては、今時点ではその個別に話が来た、通報等が来た案件につきましては個別に現地に赴いて判断をしておりますけれども、この1,375棟につきましては、そこまでまだ至っていないというところでございます。

○委員（中村満雄君）

この1,375棟のうちに、ひょっとしたらといいますか、特定空き家として指定すべきものがあるかもしれないという認識はお持ちなんですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

当然、そういう認識を持っておりまして、ただ、この危険という言葉につきましては、ちょっと言葉が強いですが、現地調査をしまして建物の劣化の状況、指標を立てております。その指標で、ちょっとこれが問題があるなというのにかかったものについて、危険という判断をしてるんですけれども、例えば、建物は丈夫であっても、庭木が生い茂って衛生上問題があるとか、そういうものまで含めて、この危険という判断をしております。ですから、ちょっと幅広な数字の危険だというのを一つ御理解いただければと思います。それから、1,375棟のうちに、評価としまして倒壊、これは今すぐ倒壊ということではございません。例えば、柱が腐っているとか、土台周りが腐ってる、そういう状況がありますと、当然ですけれども将来的には倒れるかもしれないという判断を我々しますけれども、そういう判断をしたものが892棟ございました。今の段階ですけれども、この実態調査をした段階で外観調査をしておりますが、外観の写真を撮っております。その外観写真をその892棟全部見まして、簡易な診断ということになるんですけれども、今の我々の建築指導課の簡易判断としましては、おおむねその四、五％、150戸余りが特定空き家の可能性がある。ただ、これは第1段階としまして外観の写真しかございませんので、その空き家の状態だけで判断しております。ただ今度は、周囲への影響の度合い、もしくは影響があるかどうか、それと緊急度の度合い、切迫性、そういったもの

で掘り下げた判断をして特定空き家というのを判断しますけれども、そういうことをしますと、更に四、五%から絞り込みがかかってきますので、全体的な特定空き家というのは市内全域で数十棟、100棟にはいかないのかなというのが建築指導課として持っている感触ということになります。

○委員（中村満雄君）

その感触が確定されるのは、どれぐらいの期間を要するわけですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

現在、建築指導課におきましては、この特定空き家といいますか、危険な空き家、当然、周辺住民の生命・財産の保護、そういう観点から優先して取り組んでおります。その中で、二通りの対応しております。一つは、市民から様々な通報という形で御意見を頂きます。それに対する個別の対応、それから先ほど言いました全体の実態調査で明らかになった892棟という倒壊という評価をしたもので、この全体的なものにつきまして、今の対応状況ですけれども、昨年度10月から12月にかけてアンケートを取っております。今、どういう御意向をお持ちかというところが趣旨ですけれども、全体的なアンケートを取ったところでは、次のステップとしまして、アンケートの結果を見ますと、例えば、空き家を解体したいときにどうすればいいかわからないとか、誰か維持管理をしてくれる人がいるんだろうとか、そういう疑問が寄せられております。そういう疑問に対するフォローアップを、新年度の予算でやっていこうと思っております。そういうふうには、少しずつ掘り下げていこうとは思ってまますけれども、ちょっと終点が、数が多いものですから、いつまでにというところが現時点では、鋭意1棟1棟取り組んでいきますというところしか、今時点ではないんですけれども。

○委員（中村満雄君）

市民の生命・財産を守るというのは、市役所の務めですので、それはそれでぜひとも。そのことと、先ほど申しましたが、総務部の空き家撤去工事の補助金、いわゆる10棟分しかないわけですが、その数字というのは建築指導課から総務部のほうへお伝えなされた結果の数字ですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この危険廃屋の撤去補助、現在が総務部の安心安全課で所管しておりますけれども、当然連携して建築指導部局も連携して取り組んでおります。例年だいたい300万、この予算を確保しているというところで、これまでの流れですと、昨年度は途中で補正等も組んで措置をしているようではございますけれども、予算自体はこれで収まっているというような認識を持っているところでございます。

○委員（中村満雄君）

100棟、建築指導課では特定空き家となる可能性が強い、そういったことを答弁されているわけですよ。実際、その撤去に至ってるのが年間10棟ぐらいだろうと。そのうちに、可能性としては1,375棟全てが特定空き家になる可能性があるわけですよ。ということは、追いつかなくなるんじゃないんですか、建物の老朽化というのは毎年毎年進んでいくと、この前の雪で屋根瓦が落ちてきて非常に危険に感じているとか、そういったところとか、今後対応とか、そういったものもあるわけですので、その辺を早くやらないとまずいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

委員御指摘のとおり、危険な空き家というのは年々更に危険になっていくということで、喫緊性・緊急性を要する案件もあろうかと思えます。建築指導課といいますか、霧島市としましては、26年の3月に霧島市の空き家の基本方針を作っております。その基本方針というのは、当然ですけれども空き家といえども個人の財産、まずは御自分でやってくださいと、それを大前提にしております。御自分でやる、その次のステップとしましては、誘導措置ですけれども、この補助制度、次のステップ、そして補助を使ってもありますよというのでも動かない場合は、法に基づく強制的な措置、そういう段階的な指導をしようというのが、この基本方針で定めたところではございまして、建築指導部局としては、個人による御自身による処理、補助金を使わずに解体をされている方も大勢いらっしゃるわけですけれども、そういったところを一番重要視しながら取り組んでいるところでございます。

○委員（中村満雄君）

安心安全を守るという、それが結局、行政の速度が遅かったがために、結局、その安心安全を脅かすことがあってはならないわけなんですよ。だから、もたもたしてて、隣の家が倒れてきて我が家は被害があったんですよ。そうすると、当然、その裁判沙汰になるかもしれないとか、そういったことも想定されるわけですよ。そういった意味では、とにかく早くやっていただくことを強く要望しておきます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま建設部関係の質疑中ですが、ここでしばらく休憩をします。

「休 憩 午前10時38分」

「再 開 午前10時55分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。建設部関係の質疑を続けます。質疑はございませんか。

○委員（塩井川幸生君）

特定空き家対策事業でちょっとお聞きしますが、9件特定空き家があったと報告がございました。この9件の内訳をどこにあるのか教えてもらえますか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

現時点、この場に内訳を持っておりませんので、改めて提出させていただきます。

○委員（塩井川幸生君）

頭の中に入っていたら教えてください。県道横川停車場線に1件あるんですが、それが入っているか、入っていないか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

ちょっと確認をしますので、お時間をください。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料1ページ1番上段です。未登記整備事業で1,000万円を計上されているんですけども、平成26年度の決算審査の際には、ある程度、旧1市6町、まだ合併をする前のときに543件ということで報告を頂いていた経緯があるわけですけども、平成27年度はまだデータは出ていないと、まだ年度途中ですけども、あとどれくらいの未登記物件があるのかお示しいただけますか。

○建設政策課長（茶圓一智君）

合併前の未登記数が543筆でございまして、ちなみに平成26年度末までは288筆いたしました。それで平成26年度末255筆残っておりますが、それに合併後に未登記が発見された分が234筆あったものですから、平成26年度末は255筆と234筆を足しまして489筆残っております、それから今年度が見込が24筆ですので、今年度末は465筆残るということで、進捗率は40%ということですよ。

○委員（前川原正人君）

この前も委員外委員のほうから、久留味川工業団地の関係で平成2年に売買をしたんだと。ところが、その部分については二重に所有者がわかっていてということで、登記することが難しく、代金が複雑になっていくというふうなこともあるんですけども、その辺についての掌握というのはされていらっしゃるのかお聞きしておきたいと思えます。

○建設政策課長（茶圓一智君）

土地の関係につきましては、個人情報も結構含まれている関係で、ちょっと詳細にはなかなか言うことはできないんですけども、現在、そこの解消を図るべく進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

個人情報がありますので、そこまで言及しません。次に行きます。予算説明資料8ページになります。新川北線道路整備事業で予算計上されていますけれども、この28年度の予算を消化したときに進捗率がどの程度になるかお示しいただけますか。

○土木課長（猿渡千弘君）

平成28年度では完成予定になっておりますので、100%ということになります。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料10ページの隼人姫路地区で、総合治水対策事業ということで予算計上をされておりますけれども、これは場所はどこで、どういう内容で対策事業となるかお示しをいただけますか。

○土木課長（猿渡千弘君）

この隼人町姫城地区の整備内容ですけれども、建物調査と用地補償の予算を計上しております、場所が県道都城隼人線の若鮎橋だったと思うんですが、その天降川の左岸側になるところに配水施設を計画しておりますので、その分の取得と建物補償などを計上しているところです。

○委員（新橋 実君）

予算説明資料の3ページをお願いします。まず、全体的に言えるわけですが、今回、市内に89自治公民館があるわけですが、今、まちづくり計画書で出ているわけですが、今回、この予算に建設部関係でどれぐらいが反映されてるのか、お伺いします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

後で御報告申し上げます。

○委員（新橋 実君）

これは建設施設管理課だけでなくほかの課にも関すると思いますので、ほかの課のほうでもまた見ておいてください。建設施設管理課のほうにちょっとお伺いしますが、市民の方から道路の穴ぼこがあったりとか、いろんな苦情があると思うんですが、そういったのは、年間どれぐらい寄せられるのか、まずお伺いいたします。あと、こういった内容が多いのか、あるのか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

平成26年度では件数的には2,201件ございました。それで、内容的には主なやつが路面の状態が悪いと、穴ぼこ、水溜りとか、ということでオーバーレイをしてくださいとか、我々のほうも計画的に草払いも実施しているんですが、その計画にないところの草払いをしていただけませんかというようなこと、それと側溝の清掃、一番多いのは側溝の修繕、蓋が破損しているとか、そういうものが多いようございます。

○委員（新橋 実君）

この予算に3億224万1,000円をみてあるわけですが、道路維持管理事業ということで、このうちの予算のどれぐらいが、市民からのそういった修繕等に対する予算要求になってますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

平成26年で申し上げますと、年間445件修繕を行っております。ほとんどがまちづくり計画のものも含めてですので、このところが、先ほど言いました舗装が49%で、半分が舗装の要望にたいするもの。側溝の関係が30%程度、その他で20%程度を支出している状況でございます。

○委員（新橋 実君）

2,201件あって445件対応していることで理解していいんですか。先ほど2,201件要望があったということだったんですが、445件。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

2,201件は、まちづくり計画を入れないでの苦情でございますので、またそれに対してのまちづくり計画のほうは平成26年度で、要望が41地区から285件ございましたので、そのうちのまちづくり計画としては、平成26年度は97件を修繕料で実施しているような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

そこを言ってもらわないと、急に話が変わったんですね。まちづくり計画のほうに戻ったんですね。今の答えは。まちづくり計画では結局285件あって、そのうちの97件をやりましたよということに戻ったということですね。今の答弁は。さっき私が言った質問とを整理してください。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

平成26年度に要望は2,201件ございまして、それに対して2,005件を解消しております。解消率は大体91%です。それと、まちづくり計画はこの2,201件には入っておりませんので、別に41地区から285件の要望がございました。その97件を実施しております。それを全て修繕料とか委託料とかそういうもので要望に応じているということでございます。

○委員（新橋 実君）

道路維持作業員という方が4名いらっしゃるわけですが、この4名の方でほとんど対応しているということで理解していいですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

修繕料につきましては、各自、業者さんのほうにお願いしたりしておりますけど、先ほど申し上げました側溝の清掃とか、計画外の草払いとかというのは、道路整備員の方とシルバーのほうに年間管理委託をしておりますので、そのシルバーの方を入れて後のほうの対応をしております。

○委員（新橋 実君）

まちづくりについては、まだ半分はいかないでしょうけれども、できりだけ対応するような形で進めていただきたいと思います。あと、予算説明資料12ページのほうですが、市営住宅の維持管理事業で、今回、駐車場を整備されるということになっているわけですが、建築住宅課のほうで管理されている駐車場は、どれぐらい不足されていると感じていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

あと整備をしていかないといけないと考えております、49団地ございます。

○委員（新橋 実君）

49団地あって、結局そこも1台分は確保されているということで全て理解していいですか。今回2団地をされるわけですね、名波ハイタウンと玉利団地。ここは、これで全て解消されると。何台ぐらい増えていくわけですか。

○建築G長（侍園賢二君）

名波ハイタウンにおきましては、今も駐車場料金を徴収しております、平成7年度から平成8年度に造っておりますので、そのときから駐車場料金は徴収しているんですが、もう20年近くたちますので舗装がぼろぼろになっているということで、駐車料金を徴収しているところなので、水はけが悪くなったりしているところは改修したいと。玉利団地につきましては、平成27年度で一部施工はしておりますけれども、その第2期工事として今回施工したいと。全てが終わりますと玉利団地につきましては一世帯当たり1.59台になります。

○委員（新橋 実君）

ということは、名波ハイタウンについては今あるところの整備ということで、それを増やしてどうこうというわけではないということですか。

○建築G長（侍園賢二君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

現在、名波ハイタウンなんかについても、前から話はありますけれども、一人一台という家庭ではなくなったわけですね。1.5台から2台ぐらいになっていると思うんですが、その辺については、各団地、先ほど49団地はまだ対応できていないというような話もありましたけれども、名波ハイタウンは対応できているんですか。

○建築G長（侍園賢二君）

名波ハイタウンにつきましても2台あれば2台というわけではなくて、1台以上は当初確保しております、それでも駐車場が少ないということですから、年々整備していきまして、今2台まではないと思いますけれども。今後、土地を求めて駐車場を整備するということではなくて、敷地の中で取れるところを取って、少しでも多く整備していききたいという考えでございます。

○委員（新橋 実君）



残りの49団地についても今後の計画はどのような形になっていますか。

○建築G長（侍園賢二君）

先ほどの団地の残りの49ということでございます。49につきましては、今から年次やっていきたいと考えておまして、敷地の範囲内でできるだけ多く取れるようにということを考えております。

○委員（平原志保君）

予算説明資料17ページ。民間建築物アスベスト等対策事業のことですけれども、こちらのアスベスト分析調査の補助というものが出るみたいですが、何件分ぐらいを予定しているのでしょうか。市内のほうには、そもそも何件分ぐらいがあるとお考えですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この吹きつけアスベストの補助、これにつきましては1棟当たり25万円を上限としておまして、25万円というのは1棟分と。それに満たない場合は複数できる可能性もあります。それから市内のアスベストの実態の把握というところになりますけれども、アスベストを使った施設というのが、大規模な施設、例えばホテルでしたらボイラー室とか、そういったところに使われているのが通例です。平成の早い段階で製造中止をされていますので、それ以降の建物には入っていないというふうには思っていますけれども、そういう大規模な施設を所管するのが県になるんですけれども、県のほうで実態把握をしておまして、霧島市内では確か数棟数か所だったと思うんですけれども、数は間違いなくあるというところで把握はできておりますけれども、その把握自体も大規模な施設を所有している所有者にアンケート調査をしておまして、そういうアスベストを使用していますかという質問をした回答ということになりますので、ひょっとしたらまだ把握できていない分があるのかもしれない。今時点では全数が把握できていないというのが実態です。

○委員（平原志保君）

過去、利用されて調査されているのは、何件分あるのでしょうか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

実は、この補助制度は平成24年度から実施しておまして、平成24年度が1棟ございました。平成25年度から本年度にかけましてはゼロ、今のところゼロという状況でございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の13ページになります。住宅老朽住宅除去事業ということで、平成28年度は46戸分ということで、市内全域にわたるということなんですけれども、その内容はどこの団地なのか、あくまでも計画ですので、内容をお示しいただけますか。

○建築G長（侍園賢二君）

団地名で申し上げてよろしいでしょうか。これは退去済の場所と退去予定の場所もありますけれども、それでよろしいでしょうか。溝辺地区が松脇団地、陵北団地の単独のほうです。横川地区が川原住宅、中尾田住宅、宮下住宅。牧園地区が牧場住宅、中津川住宅の単独のほうです。牧場住宅の単独のほうです。霧島地区が笹之段住宅の単独、大窪団地。隼人地区が沢馬場2住宅と三田坪団地。福山地区が第2小廻住宅と小河原住宅を計画しております。

○委員（前川原正人君）

これは以前頂いた霧島市の公営住宅等の長寿命化計画の中で、これはあくまでも計画ですけれども、何を聞きたいかという、今後予定をして、解体して除去をするということになるわけですが、あとの利活用はどのように考えていらっしゃるんですか。もうそのまま更地でそのままなのか。例えばほかにも地域の人達の要望があれば、それに沿って活用をしていくとかですね。その辺についてはどうなんでしょうか。

○建築G長（侍園賢二君）

すべて更地になった時点で再検討していきたいと思うんですけれども、公営施設管理計画の会議のほうからも、道路で区切られていうところは一部売却したほうがいいのかという提言も頂いていますので、売却するか、ほかに利活用するかということこれから検討していきたいと考えてい

ます。

○建築G長（侍園賢二君）

予算説明資料の15ページの中で、がけ地近接等危険住宅移転事業ということで、これは銀行とか金融機関から融資を受けて、それに対する利子補給に至るわけですけれども、今回の予算というのは137万円の調査委託業務になっておりますけれども、この今の利子補給の例えば、除去に幾ら、埋め立てに幾ら、移転に幾らというのがあったと思うんですが、その内容をお示しいただけますか。

○建築G長（侍園賢二君）

移転事業に対しまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を補助することになっております。限度額がありまして、限度額が除却のほうが80万2,000円、建設のほうが利子補給等ですけれども457万円、土地取得に対しまして206万円、敷地造成費に対しまして59万7,000円、これが上限になっております。

○委員（前川原正人君）

この事業というのは、あくまでも利子補給になるわけですけれども、どうしても申請主義といえますか、申請をしないといふと、申請をし、かつ、金融機関からの融資を受けないと利用ができないという側面を持っているんですけれども、霧島市内で大体の昨年の実績で見た時に、どれぐらいの人たちがこれを利用していらっしゃるのでしょうか。

○建築G長（侍園賢二君）

最近申請がほとんどない状態でございます。

○委員（前川原正人君）

次に行きます。次に同じく17ページの先ほど中村委員からもあったんですけれども、空き家等の対策事業で、30万円を限度に補助金が支出されるという条例もでき、そしてまた、法的根拠というのは昨年の5月26日でしたか、法施行になりまして、それが根拠になってこういうふう予算計上なり、それなりの業務をやられていくということになるわけですけれども、最終的に先ほど課長がおっしゃるように個人の財産だということにもなるんですが、その全国的なニュースでは代執行もやられたケースもあるわけですね。代執行となりますと、除去費用を行政が負担をして、そして最終的には個人の財産ですので個人に請求をするということになりますけれども、そういうことにならないようにするのがベスト、ベターなやり方だと思いますが、その代執行というふうになったときに、やはりそれなりの手続きを踏んで、行政が手掛けていくようになりますけれども、今後の課題として建築指導課として、そういう場合の方策というのか、法律上根拠はあるんですけれども、やはり個人の財産に代執行となっているような問題が出てくると思うんですけど、その辺についてどのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

危険な空き家に対する指導につきましては法律に基づきまして、まずは助言、指導、次のステップとしまして勧告、その次が命令、最終手段としまして行政代執行がございまして。各段階におきまして、霧島市におきましては、今、勧告という行為を行っているのが1件ございまして、段階を徐々に踏まえていきますけれども、その段階ごとにおきましても、一義的には空き家の対策というのは、個人財産をお持ちの個人に御自分でやっていただくというのが大前提でございまして、その段階で深くなりつつも、その時々で粘り強く指導しておりまして、最後の手段を執行することのない段階で片付くというのを目的に取り組んでいるところでございます。

○委員（前川原正人君）

確かに、マニュアルがあって段階的にいくわけですけど、これは特異なケースなんですけど、代執行となると、ややもすると役所がやってくれるんだというようなそういう雰囲気というのやはり出てくるわけですね。だから、今おっしゃるように個人の財産はあくまでも個人で管理をするというのは大前提なんですけれども、全国的なニュースにも出ましたので、全て行政がというわけではないんですけど、やはりそういうのも踏まえていかなきゃならないと思いますけれども、大体そういうケ

ースというのは、やはりそんなにたくさんはないと思うんですけど、そういう情報等をお持ちでいらっしゃれば、御紹介いただければと思います。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

現在、我々建築指導課におきまして、代執行というのはまず念頭にはございません。この案件がというのは、まずございません。全国的に例を見ますと、今時点で今日現在といってもいいと思うんですけども、代執行が3件ございます。2件につきましては、所有者が全くいないという案件です。それにつきまして略式代執行という手当が用意されております。それから先月でしたか、東京でございました。これにつきましては所有者がいた初のケースだったんですけども、そこにつきましては、学校の通学路というようなところで、まさに通行人に危害が及ぶ、市民の生命を脅かすという判断からの代執行だというふうに聞いております。我々としましても今時点におきましては、ここはというのは念頭にはございませんが、当然、市民の生命を守るという観点からは、ひよっとすれば動かないといけないのがあるかもしれません。ただ、繰り返しますけれども、そこに至らないうちに御自分で、当然、危害を及ぼしましたら御本人に返ってくるわけですので、そういったところがないようにというのを粘り強くやっっていこうというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃるような形にならないのが一番いいんでしょうけど、本当に極端な話をすると、代執行となると、お聞きをしたいのは、解体除去に経費が掛かりますよね。その場合、行政代執行でやった時に、本当に最悪の場合を想定してですけど、その除去費用についてはやはり所有者がはっきりしておけば、ずっと請求し続けるというそういう理解になるわけですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この費用の回収につきましては、権政代執行法によることになるんですけども、当然、個人の財産から債権として、霧島市が債務者として徴収するという制度になっております。欠損にならないように請求を続けるということになります。

○委員（新橋 実君）

耐震改修のほうなんですけども、この木造住宅で30年以上たった建物を耐震改修をするというのは、よっぽど大きい建物とか、建造物で重要文化財とか、そこまではいかないにしても、優良な建物でないと、なかなか残せないんじゃないかと思うんですけども、昨年もこれはあったかと思うんですけど、どれくらいの方が耐震診断されて、1棟当たりどれくらい費用が掛かるのか。補助はされているわけですけど、診断がどれくらい掛かって、耐震改修をされたのがどれくらい掛かったか、その辺が分かったら教えてください。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

まず、昨年度の実績になりますけれども、平成26年度が耐震診断がゼロ件。耐震改修が2件ございました。改修につきましては、1棟当たり60万円ということが上限になっておりますけれども、確か1棟当たりその程度の費用だったというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

補助ですから、60万円掛かった場合、幾らの補助になるんですかね。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

補助率につきまして、診断と改修で違うんですけども、耐震診断の場合が3分の2、限度額が6万円。耐震改修工事の場合が補助率が100分の23で23%です。限度額が30万円ということになります。

○委員（新橋 実君）

今回、5棟みであるわけですけど、これ去年はゼロで2件というんですけども、この辺は予定か何かあるわけですかね。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この耐震改修につきましては、我々も耐震改修計画に基づきまして耐震化率を上げようという取組をしているわけですけども、大体、市の広報等でも補助制度等の紹介をしております。いろんな消

防局のほうが主管しております防災フェスタであったり、今回も今週末に公開講座等もあるんですけども、そういう周知活動をずっとしておりまして、そういう周知をしますと、やはり相談の件数が増えておりまして、まだ具体化はしていませんけれども相談というのは随時受けている状況でございます。現在も多分検討中のところが数件あるというふうに把握しております。

○委員（新橋 実君）

5棟みであるわけですが、例えばこれを超えるような応募があった場合は、また補正を組むというようなことも考えてやれるということですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

これを超える数字が出てきましたら、我々としましても、ぜひ予算を追加でお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

18ページですけども、放置自転車の巡廻ということなんですけれども、この放置自転車の期限というのはどのような形になってるんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

放置自転車の基準につきましては、公共の場所、公園、それから道路等について放置してある自転車ということで、そういった連絡が来た場合に放置自転車に対してシールを貼りまして、それで一定の期間そのまま置いておきまして、1週間程度だったと思いますけれども、それ以上まだ放置してある場合は、市のほうで回収するというようなことにしております。

○委員（新橋 実君）

例えば、駅に駐輪所があるわけですよね、そういったところについてはどうなんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

駅前の駐輪場につきましては、シルバー人材センターのほうに管理を委託しておりますけれども、その中で長く放置してあるようなものについては、同様のやり方をやってるということでございます。

○委員（新橋 実君）

だから、この間もありましたけれども、隼人の駐輪場については、夜間に停める方もいらっしゃるとか言われていましたよね。その辺の把握がどうなのかと思うんですけども、例えば、シルバーの方が何時に見られるか分かりませんが、昼間は持って行って、夜間に停める方もいらっしゃるれば、その辺が見る時間によっては、これは放置してあるか、放置してないかというのは、なかなか分からない状況もあると思うんですけども、それは、ステッカーで判断するということですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

夜間に乗って来られて、また帰って行かれるとのことですかね。

○委員（新橋 実君）

この間、高専の生徒が、昼間に学校に乗って行って、夜間は駐輪場に停めて、JRで帰るとかいう話があったじゃないですか。聞かれていませんでしたかね。だから、そういう人もいらっしゃるわけだから、夜間にあそこに停める人もいらっしゃるわけですよ、夜間だけを駐輪場を利用している人もいらっしゃるわけですよ、だから、その辺の判断はどういうふうな形でされるんですか、ということですよ。

○都市計画課長（池之上淳君）

ちょっとそこについては、どのような判断をしているか、分からない状況でございます。すみません。

○委員（新橋 実君）

そういう方もいらっしゃるわけですから、だから、一概にこれが放置自転車だというのは、なかなか難しい状況もあると思いますけれども、見れば乗っているか乗ってないかというのは、ある程度分かると思います。今、言われたように、ステッカーで判断するのが一番いいと思うんですよ。ステッカーというのは、これは放置自転車というふうなのがあるか、ちょっと私もよく分からないんです

けれど、やっぱり大きいのを貼って、これは放置自転車ですかというようなものを書いて、もう本人が乗って行ったら、乗って行ってもそれは多分剥がされると思うんですよね。違うのであれば。その辺も対応していただければと思うんですけども、それが放置自転車であった場合、その後はどうされるんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

全てを昨年度から、一応、警察のほうとかに持ち主の照会をいたしまして、それで分かった方につきましては、手紙を送りまして、本人が希望されれば引き取っていただくことにしております。そのときには、自転車であれば、1台1,500円という手数料を頂いております。それでもなお、取りに来られない自転車につきましては、昨年もだったんですけども、金属の引取業者とかになるんですけども、そういったところに入札をしまして、そして引き取っていただいているというような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

前は敷根の清掃センターに持って行ってという話もありましたけれど、もうそういうことはされていないんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

昨年度からそれはやっております。

○委員（新橋 実君）

できるだけ、実際使われる方が使用しやすいような、利用しやすい駐輪場であってほしいと思いますので、その辺もしっかりと対応していただきたいと思います。21ページですけど、老朽建築物というのが出ていますが、住宅市街地総合整備事業で、この老朽建築物の基準はどういった形になるんですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

区画整理区域内にあります住宅の築年数が15年以上経過した分に老朽住宅を指定して除去防除をやっております。

○委員（新橋 実君）

15年で老朽建築物になるんですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

そのとおりです。

○委員（新橋 実君）

その15年で老朽建築物であって、それはもう解体をされるということですか。それとも、例えば、曳家とかありますよね、そういうものもありますけど、区画整理区域内であれば。その辺はどういう形になるんですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

老朽建築物で解体します。

○委員（新橋 実君）

今、工事請負費が230万円と出ていますけれど、工事費ですね。あと公有財産購入費、こういうものに掛かってくるわけですかね。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

一応、老朽建築物で家を老朽建築物の損失補償というのをしまして、その老朽建築物の家を買収しまして、あと解体をします。

○委員（新橋 実君）

そこは区画整理の道路にかかるからとかそうじゃなくて、区画整理内にあるからと、それだけでも解体してしまうんですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

区画整理は道路にかかる、かからないではなくて、全て動きますので、そういった道路にかかる

いうことだけではございません。

○委員（新橋 実君）

国分は区画整理が無かったものですから、ちょっと知らなかったです。あと、麓第一地区、浜之市土地区画、この二つの平成28年度の進捗率を教えてくださいませんか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

平成28年度末見込みで、事業費ベースで麓第一が92.2%。浜之市が88.6%を予定しております。

○委員（木野田誠君）

長谷川課長のところにお伺いします。3ページの道路維持作業員の賃金4人分ということで載っております。この方々とそれからシルバー人材センターに委託をされているわけですが、ちょっと分かりやすいように、この4人の方とシルバー人材センターへの委託の方々の仕事内容の違いとかあるかと思えますけど、ちょっと詳しく教えてもらえますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

まず、シルバー人材センターに年間管理委託を各地区2名ずつお願いしているところでございます。シルバー人材センターへのほうには、主に道路のパトロール、これを月1回というか、毎週月曜日に回しまして、市道を1カ月に1回はパトロールしましょうということでやっています。それとあと、シルバー人材はそのパトロールで軽微な側溝の清掃とか、草払いとか、そういうものについて、それと穴ぼこ補修というのをお願いしている状況でございます。それと道路整備員は現在4名いらっしゃいますけど、シルバー人材センターは高齢な方が多くて、作業の範囲が狭いところがありまして、側溝の清掃でも蓋を上げるにも重いか、土砂の量があつたりしまして、そういうシルバー人材センターでできない部分の側溝の清掃、それと、大きなポットの補修。シルバー人材センターでは、小さいのはできますけど、ちょっと大きくなりますと、道具とかそういうのがございませぬので、整備員のほうにお願いしたりしております。それと、あと整備員は、主なのは重機を使って整備をしてもらう。主には、道路の路肩とかに草等がせり出してきたりして、それをショベルカーで除去したりして、きれいに清掃していく作業がありますけれども、そういうものをしていただいております。高所木伐採とかは道路整備員のほうへおねがいしていると。こと細かにここからというものはないんですけど、作業の軽度、軽い分についてはシルバー人材センター、シルバーでできない部分を道路整備員にお願いするというような形でしております。

○委員（木野田誠君）

ちょっとうがった質問をします。そのシルバー人材センターに委託して、そのシルバー人材センターの人が道路のパトロールをする。例えば、側溝に、今の季節ですと今日あたりもそうかもしれませんけども、スギの葉がたくさん流れ込んで溜まっている。これをシルバー人材センターの方が見て、これは私の年齢では、ちょっと無理だというふうに判断したら、この4名のほうに連絡してもらうというような、曖昧な判断の仕方でもいいんですか。シルバー人材センターには委託費を払って、そこが雇って仕事をされるわけですから、もうちょっとその辺を曖昧ではなくて、これぐらいやってもらわないと困りますよというようなところはないんですか。今、課長の説明を聞いていると、できない所は、もう4人に頼めばいいがというような形に流れてしまうような答弁になってしまうんですが、いかがでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

シルバーができないから道路整備員へということでもないんですけど、基本的には道路パトロールをしますので、その中で発見した側溝の落ち葉とかという分については、本来ならば、シルバーのほうで清掃をしていくというのがあるんですけども、パトロールも時間が限られていますので、その中でできない場合は、その週にしてもらうものもあります。それとシルバー人材センターのほうには、1週間分、月曜日にパトロールすればその報告を受けまして金曜日に打合せをしまして、次週の作業工程1週間分をシルバーのほうに、清掃とか草払いとかポット補修とかありますから、やってくださいと。1週遅れになるところもあるのは事実でございます。

○委員（木野田誠君）

シルバー人材センターの方々が、例えば、霧島で言えば、その月曜日に霧島の地域全体の市道全てを1日で見られるということになっているわけですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

月曜日の1日で市道全部は回れないと思っていますので、それを1か月で大体4週ありますので、4週に分けてブロック別に市道のパトロールを行っているという状況でございます。

○委員（木野田誠君）

分かりました。大体1週間のうちには1回は、その場所をパトロールにみえるということだと思っておりますが、と申しますのは、私どもも議員と語ろかいで、いろいろなところに行きます。そうすると、必ずと言っていいほど、地元住民の方々の要望が側溝のつまりをどうかしてくれというのが、たくさんあるわけです。詰まりまではいいけれども、今度はどういう要望が出てくるかという、側溝が詰まって、水があふれて側溝の脇のほうが悪くなってしまったから、それも何とか頼んでくれというようなこともよくあるわけですが、こういうふうに申し上げるのは、前も申し上げたことがあろうかと思うんですけれども、シルバー人材センターに委託されているんですけれども、もうちょっとシルバー人材センターの人たちが、こまめに見て回っていただかないと、課長も万膳から来られていると思うんですけれども、中山間地の側溝の詰まりがあちこち非常に多い。この時間が経過しても、一向に取り除いてないというようなのが、非常に目に付くわけですね。この辺をどういうふうにお考えですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今、おっしゃるように、中山間地域では側溝のつまりというのが、多々あるということは、私どもも承知しているところでございます。落ち葉につきましては、1回掃除をしても、雨が降れば、また落ち葉が流れ込むというような感じで、ちょっと表現がいいか分かりませんが、やってもやっても追いかけてくるような感じの時期がございます。特に今からの春雨の時期は落ち葉が多いですので、そういう時期なものですから、1週間に1回のときに、目にはついたけど、次の1週間の間に詰まるという状況であります。ただ、シルバーの方々にも言っているのは、そういう箇所が大体把握されているところもありますので、できるだけ、そこを注視してパトロールしてもらうようには、お願いしているところでございます。

○委員（木野田誠君）

私どもも気がついて、できる範囲はその地域で上げたりするんですけれども、こういうふうに過疎が続いてきますと、なかなかそういう作業もできる人がいない。そういう形でいえば、シルバー人材センターもこういう仕事を委託されてやってらっしゃるわけですので、その辺をもうちょっとこまめに回っていただく方策とか、そういうものも一つ検討していただきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

10ページの総合治水の関係なんですけれども、雨が降れば、特にこの中央地区の山形屋の辺りは、浸水被害がこの間があったみたいですが、今回も中央地区他2か所ということで委託料、工事請負費がありますけれども、どういった工事をされるかお伺いします。

○土木課長（猿渡千弘君）

総合治水の国分中央地区でございますけれども、梅雨時期の豪雨とかそう時期に冠水している状況がございまして、私どもいろいろ調査をしているところでございますけれども、その中で生協病院の前の県道に横断する暗渠が入っているんですが、その部分の断面がちょっと小さい状況がありまして、上流からの排水が非常に悪い状況があるものですから、その部分の断面を確保するという意味で、その横断部分に暗渠を追加して、下流のほうに排水しやすいような工事を行っていきたいというふうに考えています。

○委員（新橋 実君）

現在のこの工事請負費は、そこだけの予算ということですね。

○土木課長（猿渡千弘君）

工事請負費につきましては、国分の名波地区において一部、排水の悪いところがございますので、そこについても考えているところです。

○委員（新橋 実君）

まだ、中央地区でも山形屋の周辺も浸水被害がすごかったと思うんですけども、その辺の対策はというふうに考えていらっしゃいますか。

○土木課長（猿渡千弘君）

総合治水については、非常に難しい問題でございまして、かなり広い面積の雨水が流れるわけなんですけど、今、国分市街地におきましては、水戸川のほうに流れるというかたちでございまして。水戸川についても、過去に断面を広げた経緯がございましてけれども、なかなかやはり海水の干潮の状況とかということで、排水の流れが悪くなったりとかという状況がございまして。宅地化がどんどん進んで、雨が降りますと雨水がすぐに配水路に流れ込んで、下流のほうでそういった弊害が出てきているところがございますので、総合治水の中では上流川の水を早めに排水して、下流のほうに流さないという方向も併せて検討していかないといいないということなんですけど、平成28年度につきましては、そこもネック地点である生協病院の前の断面を大きくして上流側のものを下流側のほうに早く排水するというのを考えているところです。

○委員（新橋 実君）

今後、中央地区の総合治水の関係は、部長、どう考えていますか。

○建設部長（川東千尋君）

少し整理して申し上げますと、その生協病院の排水路というのが、今おっしゃる山形屋辺りの支線の水路から裏を通して、例えば、国分荘の前とかを通して、生協病院のところに集中してきているわけなんです。そこで一遍にその水かさが増して、県道の暗渠がそれを排水する能力に少し欠けるといったようなこととございまして、その県道の暗渠はそのまま、それを補完するような形の排水路、暗渠をもう一つ設けられないかといったような検討をまずしたいと。それによって、山形屋周辺の交差点辺りの排水がどのようになるのかといったような状況も見極めたいということで、今回、委託料と工事請負費までを計上しているところでございまして。

○委員（新橋 実君）

もちろん上も大事なんですけれども、先ほど課長が言いましたように下のほうの水戸川の排水の問題もなんですよね。上だけ流れていっても、下が冠水することもあります。湊地区とか広瀬地区のほうも冠水する可能性もあるわけなんです。やはり抜本的なその辺まで考えて、総合治水もやってもらわないといけないわけなんですけれども、今回、それをすることによって、どれぐらい改善するかということも含めて、今後はしっかりと下のほうまでの対策を考えていただきたいと要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○委員（厚地 覺君）

12ページの省エネモデル住宅管理事業について伺います。これは最近、牧園あるいは国分でどのくらいの入場者があるものですか。

○建築G長（侍園賢二君）

平成26年度の来館者数で申し上げますと、国分の城山の家が1万728人。牧園の霧島高原の家が1,062名です。

○委員（厚地 覺君）

築何年になりますか。

○建築G長（侍園賢二君）

築4年を過ぎようとしています。

○委員（厚地 覺君）

建設当初は、これは将来的には一般に払い下げるといった話もありましたけれども、その計画はあるん



ですか。また何年ぐらいしたら、そういう計画を持つんですか。

○建築G長（侍園賢二君）

平成23年に整備しまして平成24年にオープンして4年が経過しようとしているんですけども、売却しようという考えは、まだありません。しばらくは省エネの啓発そういうもののために、環境学習のために活用したいと考えています。

○委員（厚地 覺君）

13ページの市営住宅浄化改善事業ですけども、この前の補正の説明では、補助金の関係でうんぬんと説明がありましたけれども、上井団地は去年の150万円が800万円。溝辺の計牛団地が900万円でしたか、これが1,500万円に上がった理由はなんですか。

○建築G長（侍園賢二君）

上井団地につきましては、前回つなぎ込めるかという簡易な調査を考えておりました。今回、つなぎ込めるということが分かりましたので、実施設計、汚水管を埋める設計の委託料を計上しております。計牛団地につきましては、平成27度のときには900万円ということだったんですけども、ちょっとまだ設計をする前の段階だったものですから、設計が仕上がってきて1,500万円が正確な額となつて、今回計上しております。

○委員（厚地 覺君）

14ページの市営住宅等建替事業ですけども、去年から田口団地を工事をしておりますけれども、今年は2号棟と3号棟の設計委託が出ていますけれども、これは何号棟まで建設して何年まで工事を行う計画ですか。

○建築G長（侍園賢二君）

平成27年度で1号棟を整備を完了しようとしております。平成28年度に2号棟の4戸。平成29年度予定ですが3号棟を4戸計画しております。平成29年度の3号棟で全てが終わり、田口団地としては12戸を計画しております。

○委員（厚地 覺君）

この霧島が終わったあとは、牧園もやるという計画でしたけれど、平成32年度頃にはできる計画でしたけれど、そのとおりにいきますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

平成28年度にこの長寿命化計画をもう一遍見直すということで、それによって、また建替をどうしていくか、その辺もまた検討していきたいというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

牧園は、合併当初、牧園の建設課長でしたけれど、平成18年度か平成19年度に必ずやりますと一般質問でやったんですよ。それが十年たっても計画すら立たないというのは、ちょっとおかしいわけですよ。特に、ちまたではひばりヶ丘第1住宅なんかは取り壊して、三体堂の入口に集約するんだという話まであるんですけど、そういう話ではないですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

長寿命化計画では、統廃合してそういったところに造っていくという、今の計画になっております。先ほど申し上げましたとおりに平成28年度に施設管理計画等々を踏まえて、再度、長寿命化計画をどうしていくのか、維持管理、建て替えそういったものも含めて、今後どうしていくかを検討していくということになっております。

○委員（厚地 覺君）

計画ですから何とかしてもらえないと困るわけです。例えば、くみ取りが浄化槽に替わると。あの付近はくみ取りなんですけど、こういうのは優先して住宅は造らないというのは、ちょっとおかしい気がしますけれども、その辺はどう考えていますか。これも個人が浄化槽をすれば100万円掛かるわけですけども、住宅に入っている人は、ただで家賃も変わらずにやるわけですから、その辺もちょっと考えていただきたいと思います。

○建築住宅課長（松元公生君）

くみ取りにつきましても、先ほどから繰り返すけれども、平成28年度に長寿命化計画の見直しを致します。今、くみ取りの平屋とかそういった住宅につきましても、今後、その維持管理をしていくのかどうか、その辺をまず決めまして、今後も管理をしていくんだということであれば、くみ取りにつきましても水洗化していく、その辺の検討をします。それと補助事業につきましては、耐用年限の問題があったりしますので、財政的な面も含めて来年度は検討していくということに考えております。

○委員（厚地 覺君）

例えば、計牛団地が今度浄化槽を改善すると。少しは家賃が上がるんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

計牛団地につきましては、単独浄化槽を使用しております。それを合併浄化槽に替えますので、その分で家賃に反映するという事は今のところはないんです。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

先ほど新橋委員のほうから、まちづくり計画の修繕料はどうかということでありましたが、平成28年度では、今の計画ではまちづくり計画の中の101件をしたいというふうに考えております。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

先ほど塩井川委員のほうから、特定空き家9棟の内訳についてお尋ねがございました。特定空き家につきましては、現段階では、所有者にとりまして不利益な情報でございますので、地区別でお答えいたしますと、国分地区で4棟、横川地区1棟、牧園地区で3棟、霧島地区1棟、合計9棟ということでございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料14ページの中で、住宅新築資金等貸付事業ということで、償還回収を行うという事務経費なんですけれども、その調定額であと幾らぐらいの債権が残っているのか、そしてその回収率がどの程度なのかお示しいただけますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

平成27年度につきましては出ておりませんので、平成26年度分の元金についての償還率でよろしいでしょうか。平成26年度の元金の償還につきましては71.9%でございます。

○委員（前川原正人君）

金額にしたら幾ら残っているんですか。要するに昭和50年から平成6年までの旧隼人町で行われていたその住宅貸付資金ですけれど、大体幾ら借りていて、そのうちの今おっしゃった71.9%が償還率ということですから数字ですね。大体幾らだったのかということです。

○住宅収納G長（空田信幸君）

借入れが元金ベースなんですけれど、8億4,150万円。平成26年度末で、元利金ということで利子が付きますので、2億8,303万8,367円です。

○委員（前川原正人君）

そうすると、元金償還率で71.9%ということですからけれど、歳入で見たときにどこの費目で入ってくるんですか。手数料ではないですよね。特定財源扱いになるのかどうなんでしょうか。

○建築住宅課長（松元公生君）

諸収入の貸付金元利収入。説明書の89ページから90ページでございます。

○建設政策課長（茶圓一智君）

前島委員から御質問のございました県営街路事業負担金の平成27年度の額でございますが、2,604万円でございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時07分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、病院事業関係のDMATについて追加の説明をされる  
そうですので発言を許可します。

○健康増進課長（林 康治君）

本日午前中御説明いたしました病院事業会計予算のDMATカーに関しまして、県内のDMATカーの派遣実績につきまして御質問がございました点についてお答えいたします。現在、県内には鹿児島市医師会病院が所有しているDMATカーが1台ございます。鹿児島市医師会に紹介いたしましたところ、この車両は平成26年度に購入されており、これまで出勤実績はないとの回答を頂きました。以上、御回答申し上げお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

#### △ 議案第39号 平成28年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第39号平成28年度霧島市温泉供給特別会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます

○建設部長（川東千尋君）

議案第39号、平成28年度霧島市温泉供給特別会計予算について御説明いたします。予算書の27から28ページです。温泉供給につきましては、霧島地区は観光の振興及び住民福祉の向上を目的として、営業22戸、個人278戸、また、牧園地区では生活基盤の充実を目的に、病院1戸、個人25戸に給湯しているところであります。そのため、本年度も引き続き、歳入では事業収入や加入金などを計上し、歳出では通常の施設維持管理に要する経費のほか、両滝水源からの導水管布設替工事に要する経費などを計上しており、歳入歳出の総額を、それぞれ6,695万8,000円と致しております。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○霧島産業建設課長（原田 修君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

1点だけお聴きをしておきます。予算説明資料28ページの中で補償補填及び賠償金ということで260万円とありますけれども、この内容は何なのかお示しいただけますか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

これは、河川の水を採取しております。九電の電力所の上にあることから、減少した水の焚き増しのお金の補償でございまして、通常は1,564tの水を1日取水してございまして、還元水量を考慮して96.35%とかいうことで、若干水量が落ちて、その水量が落ちた分で発電能力が落ちると。そういうことから化石を入れて焚き増しをしないと所定の電力に追いつかないと、そういうことの補償費を計上しています。

○委員（前川原正人君）

水を取るなのでその水量が落ちると、その補償をしますよということは理解しますが、算定された根拠はどういった内容で260万円になっているのかお知らせください。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

先ほど1,564 t, 若干ロスがございまして1,507 tを1日採水していると。年間に55万55 tの採水をしていますよということから、電気への換算を致しますと12万7,512kWということで、これの焚き増しの単価が1kWで18.82円、これに事業報償率の1.029を掛けて246万9,000というようなことで算定をされてきております。

○委員（中村満雄君）

九電の発電所ができた時点と、あそこの場所で温泉用の採水をした時期というのはどちらが先なのですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

私も調べたことはないんですけども、温泉のほうが先であるならば、先に取水源があったという判断の中で、九電さんに支払うことはおかしい話じゃないかというふうに思いますので、ごく当たり前にお金を払うということは九電が先ではなかったんだろうかというふうに思います。

○委員（中村満雄君）

本当にそうなのかと。九電の発電所ができたのがいつ頃かということ、ぜひ調査して教えてください。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

何年に稼動したかというのは、私は調べたことはございませんので、再度、九電に確認させていただきます。

○委員（中村満雄君）

補正予算の時も伺いましたけれども、霧島ハイツの未収金、約1,000万円の見通しというのは裁判中であるからということで、いつになるか分からないというお話でしたけれども、どのようになっているのですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

3月16日に都城の裁判所に行くようになっておりまして、非常に高額な買物だというようなことで、今ちょっといろいろ税金の未納分や温泉の未納分やらということで、細部を詰めていらっしゃるという情報は得ておりますけれども、それからどういうふうにくろんでいくのかなということは明らかにはなってございません。恐らく大きな会社が来られるという噂話は聞いていますが、まだ確定には至っていないというのが現状でございます。

○委員（中村満雄君）

市の債権額というのは幾らですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

いわゆる個人情報の部分であろうかと思っておりますので、額的には委員が思っているような額だと思います。

○委員（中村満雄君）

市が徴収すべき、市に払ってもらわないといけないお金ですよ。それは個人情報になるのですか。要は未集金ですよ。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

それぞれの個別のお名前を出しながら未収金を言うのはいかがなものでしょうか。

○委員（中村満雄君）

未集金は温泉代とほかにも費目があるということは先ほど言いましたけれども、全体として市が徴収すべき金額は幾らですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

ほかの税金等については、私は知りません。温泉だけしか知りませんので、総額としては答えるものは持っておりません。

○委員（中村満雄君）

先ほど全体で言えるということでしたので、温泉のということでお答えくださいますか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

約1,000万円でございます。

○委員（厚地 覺君）

霧島の掘削井は何本で供給しているのですか。地下何mからくみ上げているのですか。

○産業建設課温泉G主査（冷水辰雄君）

現在使っている井戸が5本です。大体深さが290mから500mの間のものを使っています。

○委員（厚地 覺君）

この5本のうちほかにもあるということですね。それをカルシウム分で詰まって、たまには浚え掘りをされるのですか。

○産業建設課温泉G主査（冷水辰雄君）

10年くらいで井戸が出にくくなります。いろいろな力の関係、鋼管が駄目になったりする関係で使えなくなりますので、定期的に様子を見ながら、新しく代え掘りという形、浚え掘りという方法もします。

○委員（中村満雄君）

九電への補償金ですが、先ほどの1,564 t、実は同じ場所から高千穂リゾートが同様に河川水を採ってやっているのですよ。向こうも取水していると、ダイワハウスも補償金を負担しているのですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

取水は双方合わせて取水しております。ダイワハウスからは、市で分けてあげた分についてお金ももらっているということでございます。

○委員（中村満雄君）

と言いますと、この260万円九電に支払っていると、その中にダイワハウスから徴収した分もこの中に含まれているということですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

260万円の中にダイワハウスの分と霧島市の分が含まれているということでございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、そのダイワハウスからの補填分の歳入はどこに書いてあるのですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

予算に関する説明書の519ページ、行政財産使用料に入っています。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第39号についての質疑を終わります。これしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時17分」

「再開 午後 1時19分」

### △ 議案第38号 平成28年度霧島市下水道事業特別会計予算について

○委員（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第38号、平成28年度霧島市下水道事業特別会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第38号、平成28年度霧島市下水道事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の22か

ら23ページです。下水道事業につきましては、市街地の汚水を処理し、快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資することを目的として、国分・隼人地区の公共下水道事業を行っております。また、国立公園の観光地や農山村における区域内の水質保全と生活環境の改善を図ることを目的として、牧園地区におきまして特定環境保全公共下水道事業による整備を行っております。これらの事業により、国分・隼人地区及び牧園地区の下水道供用開始区域の拡大を図りながら、下水道の普及率向上に努めているところであります。そのため、平成28年度も引き続き、汚水処理に係る施設等の維持管理に要する経費、その他財源の確保を図るための収納業務の経費、並びに、下水道の供用開始区域の拡大を図るための経費などで、歳入歳出の総額を、それぞれ18億2,871万6,000円とするものであります。詳細については担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（柿木安長君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（前川原正人君）

国分・隼人地区からいきますと、公共下水道の事業計画区域が全体で2,097haだと。国分地区は576ha、隼人地区の326haと、合計で902haということなんですけれども、以前頂いた資料では、平成28年の1月ないし3月の間に、計画の変更を915.1haにするんだということで、計画が明らかになっているわけなんですけれども、ここに13.1haの差が出るわけですが、変更計画に至らなかった理由というのは何なのか、以前、図面付きの資料を頂いた経緯があるのですけれども、差が出たのはなぜなのかお聴きしておきたいと思えます。

○下水道課長（柿木安長君）

今言われた部分につきましては、国分・隼人地区が隼人駅東土地区画整理事業の部分を拡大しようとしているところです。今、県と協議中でございまして、また20年に計画変更をやったときも事業年度が平成28年3月までとなっておりますので、これをまた延伸したいと。土地区画整備事業内の面積の拡大と事業年度の延伸を県と打ち合わせております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、牧園地区のほうでも公共下水道の計画ということなんですけれども、これも以前頂いた資料では128haと。これを変更計画138haに変更するということですが、この理由は何なのかお示しください。

○下水道課長（柿木安長君）

理由は先ほどの国分・隼人と一緒でして、面積の拡大は、今、事業認可区域ではないんですが、みやまコンセールとかキャンプ場とか、県の施設ですが、特環下水道、公共下水道事業を下水道管につなげてほしいというような、そういう打ち合わせがございまして、その部分を事業認可区域に取り入れるということでございます。

○委員（前川原正人君）

前納報償金の関係で予算説明資料に報償金が487万円出ているわけですが、この見積りの根拠をお示しいただけますか。

○下水道課業務G長（笹峯毅志君）

前納報償金につきましては、負担金の一括払いにつきまして発生するものでございます。積算の根拠につきましては、その負担金の新規分及び過去3年間の分の平均の負担金に平成28年度は75%を見込んだ額を計上させていただいております。

○委員（前川原正人君）

公共下水道の関係については、昭和61年3月に基本計画書の策定を完了されて、平成元年からずっと来て平成3年に大体ゴーが出たという経緯があるわけなんですけれども、当時始まったときに金利も相

当高かった。今はゼロ金利政策が打ち出されて、ほとんど恩恵はないわけですが、当時の金利はどれくらいだったのかお示し願えますか。

○下水道課長（柿木安長君）

当時の詳しい資料を持ち合わせていないのですが、推測ですが6%くらいだったのではないのでしょうか。

○委員（前川原正人君）

私が何を言いたいかというと、金利が今よりも高かったわけですね。金利が高いから金利がいいので運用資金になったり、運用の幅が大きかったので、前納報償金という形でお返しをしようという経過があるわけですが、以前から言っていますように、本来であればその分を公共下水道の20%が前納報償金で返ってくるわけですので、その分を無くして運用のほうに回すことで負担が下がっていくとそういうことにもなると思うのですが、やればやるほどお金が掛かっていきますし、住民負担を軽減するという点でいけば、そういう方法もありえるのではないかとというふうに考えるわけですが、その辺の見解は平行線になると思いますが、基本的な部分でお示しいただければと思います。

○委員長（常盤信一君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時38分」

「再開 午後 1時39分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。前川原委員の今の質問については補正でも出されておりますし、同じ答弁だろうというふうに認識しますので、制度的なものについてはそれぞれの委員会等でも議論をしていただければと思います。よろしいですか。[「はい」という声あり]

○委員（前川原正人君）

前納報償金以外の部分で質問します。隼人駅東の区画整理事業の関係で変更があるであろうと。だから最初の計画とは違って来たんだというふうになりますけれども、以前の計画では、平成28年1月に下水道法による変更計画の協議が完了して、打ち合わせがあり、認可申請があつて、2月から3月に掛けて計画変更の認可取得、そして公告、縦覧、周知、広報という段取りでいくというふうになっていましたけれども、そうすると、最初の計画で見た場合、どれくらいの期間が必要になってくるのでしょうか。

○下水道工務G主幹（塩屋一成君）

事業計画の変更につきましては、その前に下水道運営委員会を明日行う予定にしております。そのあと県と並行して協議を致しておりますけれども、年度内に認可が頂ければというような工程で進んでおります。そのため公告、縦覧につきましては4月以降になる予定でございます。

○委員（前川原正人君）

そうすると、平成28年度内にはそういう段取りで進んでいくという、そういう理解でよろしいわけですか。

○下水道工務G主幹（塩屋一成君）

その予定で県とも調整しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、特環下水道のほうもやはり同じ考え方でよろしいですか。

○下水道工務G主幹（塩屋一成君）

同時平行で作業を進めております。

○委員（新橋 実君）

予算説明資料27ページで今回、起債の元金と利子を返されるわけですが、この元金が平成27年度末で79億円程度あるわけですが、今回返される利子の金利は幾らのものを返されるのです

か。

○下水道課業務G長（笹峯毅志君）

起債の償還につきましては、毎年度借りてきておりまして、その年々で借りた金利も違いますので、一概に何%のものを返すという回答は難しいです。

○委員（新橋 実君）

金利の高いものから返すのがあたり前ではないですか。その辺はどういうふうな考えでいらっしゃるのですか。

○下水道課長（柿木安長君）

金利というか、それぞれ毎年決まっております、金利が5%以上の平成19年度から平成20年度の昔のものについては、一括して借換えを致しまして、今現在高いのが5%未満の四点何%でして、今借りようとするのが大分低くなってきております。一点何%とかそういうものもございまして。今年起債すれば5年間金利だけを払いまして、6年目から元金を返すというふうな形になっております。

○委員（新橋 実君）

私が金利を計算しても、平均すれば2.39%くらいなんです。今残るのが約78億1,500円ですかね、これの金利を計算して2.39%、高い金利四点何%が、まだあると思うのですけれども、そういうものを5年以降でないと返せないということになるのですけれども、そういうものは結構あるのですか。どれくらい残っているのですか。

○委員長（常盤信一君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時45分」

「再開 午後 1時46分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課業務G長（笹峯毅志君）

先ほど課長が申しましたとおり、繰上償還できるものについては既に繰上償還をさせていただいているところです。それ以外のものについては繰上償還ができないために今借りた当時の計画で返済をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今、一番高い金利は幾らくらいになっているのですか。

○下水道課業務G長（笹峯毅志君）

4.9%でございます。

○委員（新橋 実君）

それが一番高いわけですが、それを何年間で返済するようになっているのですか。

○下水道課業務G長（笹峯毅志君）

償還期間は30年でございます。

○委員（新橋 実君）

それはいつ頃借りたもので、返済期間はあと何年間ですか。

○下水道課業務G長（笹峯毅志君）

平成4年度に借りておりますので、平成38年度が最後でございます。ですので、あと10年です。

○委員（新橋 実君）

下水道の進捗率を聴きたいのですけれども、特環を含めて両方お伺いします。

○下水道工務G主幹（塩屋一成君）

国分・隼人ですが、事業認可計画が902haございますけれども、それに対して90.3%になります。牧園地区につきましては事業認可計画が128haございますが、89.3%になっております。

○委員長（常盤信一君）



ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので議案第38号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時49分」

「再開 午後 1時54分」

#### △ 議案第40号 平成28年度霧島市水道事業会計予算について

##### ○委員（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第40号、平成28年度霧島市水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

##### ○水道部長（上脇田寛君）

議案第40号、平成28年度霧島市水道事業会計予算について御説明申し上げます。平成28年度の予算編成に当たりましては、公営企業の経済性と公共性を重視するとともに、独立採算制の原則を堅持しながら、管路の新設及び老朽管の布設替、配水池の施設整備等を行い、良質で安全な水道水を安定的に供給するために予算の編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから3ページに記載してあるとおりでございますが、1ページの第2条「業務の予定量」から御説明いたします。平成28年度の業務の予定量は、給水戸数は年々増加の傾向にあることから対前年度400戸増の5万7,900戸を、年間総給水量は、近年の状況等から判断し、前年度より10万 $\text{m}^3$ 少ない1,670万 $\text{m}^3$ をそれぞれ見込んでおります。また、主要な建設改良工事の概要につきましては、給水供給の安定化等を目的とした配水管布設工事を水道事業14件、老朽管対策としての配水管布設替工事を水道事業14件、簡易水道事業24件及び施設の設備工事を水道事業3件、簡易水道事業3件予定いたしております。次に、第3条の「収益的収入及び支出」につきましては、まず、収入の営業収益及び営業外収益等の収入合計額は、対前年度809万3,000円増の23億7,433万7,000円を、また2ページの支出の営業費用及び営業外費用等の支出合計額は、施設の維持管理経費の増加等により対前年度2,500万2,000円増の19億8,690万円を計上いたしております。第4条の「資本的収入及び支出」につきましては、収入では消火栓設置のための一般会計からの工事負担金300万円を、支出では配水管布設工事などの建設改良費及び企業債償還に必要な経費として対前年度3,257万8,000円増の15億1,472万4,000円を計上いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額15億1,172万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取りくずし等で補填することと致しております。第5条は「債務負担行為」として水道料金等の窓口受付や検針業務などを包括的に民間事業者へ委託する予定であり、その期間を平成28年度から平成31年度までとし、限度額を3億7,729万5,000円と定めております。3ページの第6条は「一時借入金の限度額」を、第7条は「各項の経費の金額の流用」を、第8条は「議会の議決を必要とする流用の経費」を、第9条は「他会計からの補助金」を、第10条は「たな卸資産の購入限度額」をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

##### ○管理課長（浮辺文弘君）

[予算説明資料に基づき説明]

##### ○委員（常盤信一君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

##### ○委員（前川原正人君）

先ほどの部長の説明で、平成28年度の業務の予定量を給水戸数が年々増加傾向にあることから、前年度400戸増の5万7,900戸と。年間数量の給水量を近年の状況から判断し前年度より10万 $\text{m}^3$ 少ない1,670万 $\text{m}^3$ ということで、前年度比で見たときに年間総給水量を減らしたということですが、

この主な理由は何でしょうか、水の使用料が少なかったと言えはそこまでなんでしょうけれども、特徴的な理由、戸数は増えていても前年度の状況等から判断して総給水量を減らしたという見込みの根拠・理由をお示してください。

○水道部長（上脇田寛君）

詳しくは管理課長から話をしてもらいますけれども、私のほうからは概略だけ、まず給水戸数ですけれども、総体で400戸増やしているわけですが、水道事業のほうは給水戸数が500戸増を見込んでいます。それと簡易水道事業のほうは100戸減をして、それで合計400戸と。それと年間の総給水量につきましては水道事業のほうは前年度と増減はないという考え方を持っています。それと簡易水道事業のほうで10万 $\text{m}^3$ 減ると予測して予算を作成しております。詳しくは管理課長から答弁させます。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

給水戸数につきましては、これは実績を参考に出した数字でございますが、平成26年度決算から現在10月、11月くらいに予算作成に入りますが、その時点で給水件数が約500件程度増えていると。給水件数につきましては年々これくらいの数字で増加していっているところです。それから配水量についてですが、これにつきましては、件数は増えていくのですが配水量、使用水量、どちらも毎年減っていております。使用水量が少ないと配水量も増えないということで、年々減少の方向になっていくものですから、どうしても減少の数字ということが出てくるということになります。

○委員（前川原正人君）

平成28年度に水道事業の包括的業務委託ということで、債務負担行為を予定されているのですけれども、以前、全員協議会で説明を頂いたのですけれども、概略は大體理解をしているつもりですけれども、これだけ広いエリアだと中山間地というのは、なかなか経費が掛かったりということもあるのですけれども、中心部が中心になるのか、それとも全部一括してやるのか、その辺の詳細というか、おさらいになりますけれども説明をお願いします。

○水道部長（上脇田寛君）

包括的業務委託の内容につきましては全員協議会で説明をさせていただいたわけですが、まず、業務ですけれども、水道部の中に管理課と水道課があるわけですが、水道課の施設関係を扱う部署については基本的に包括的業務の対象にはなりません。管理課の業務グループの仕事の中で窓口の受付業務、それと検針業務につきましては委託を行っているのですけれども、この包括的業務委託に含めると。それと納入通知の発行とか収納事務その辺も全部包括的業務の中に入ります。それと滞納者につきましては給水停止等を行うわけですが、そういう業務も含むと。あとは統計資料の作成云々、そういうことも包括的業務の中に入るとということで、地域云々ではなくて、こういう業務を霧島市の全地域に行っておりますので、業務グループの仕事の部分を包括的業務に委託していくということで理解していただければと思っております。

○委員（前川原正人君）

そうすると、ある意味、職員の皆さんの業務量が減るといふ部分もあるのですか。減るといふことでほかの部分で対応ができるのか、それはどうなのでしょう。

○水道部長（上脇田寛君）

もちろん職員の業務量は減ります。ということで、今、業務グループが11名いるわけですが、8名くらいの正規職員の削減につながるのではなかろうかと考えています。ただ包括的業務委託を行うわけですが、やはり、職員が行う業務というのが残りますので、その部分については正規職員を3名ほど残して対応をさせていきたいと考えています。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明で400戸増、これは上水道のほうと簡易水道のほうで、相殺をしたときに400戸増になっていくんだということでおっしゃったんですけれども、1,670万 $\text{m}^3$ を見込んでいるんだということでおっしゃいましたが、要するに、そのことを全体を見たときに、どのように分析をされているのか、過去の実績等を勘案しながらはじき出したということになるんでしょうけれども、そのことをどう分

析をされているのかお聴きをしておきたいと思います。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

まず、給水戸数の増加要因です。これにつきましては新規登録、一般家庭から事業所等も含まれますので、一般世帯、事業所等が大半を占めると考えております。給水戸数については、給水申請に基づくものであり、住民基本台帳とは比例するものではございませんので、あくまでも給水件数で現在の件数の実績に基づいて算出しております。また、配水量につきましては、やはり使用水量が節水機器等の普及と人口減少によるものという要因になります。それと比例して、やはり配水量も年々減少していくということで、このような算出をしております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、供給単価、給水原価です。平成28年度の当初予算を見たときに、どれくらいの金額になるのですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

予算の段階で給水原価、供給単価というものの算出は非常に難しいところだと思います。費用に関してもライフラインを担っているものですから、待ったなしでやらないといけないということで、修繕費等もその分を見込んで計上しておりますので、そういったところまで入れてしまえばどうしても給水原価とかそういったものが上がっていくということになりますので、これにつきましては決算の段階でないと非常に難しいところだと考えております。

○委員（前川原正人君）

なるべく給水原価を抑えていくというのは鉄則なわけですが、前年度並みくらいまでには抑えたいという、そういう理解でいいのかなという気もしますけれども。それは今おっしゃるように修繕費用等がかさむと、当然、その分の費用というのが上がっていきますので、差し引きどうなのかというのがまだ見えない部分がありますけれども、前年度並みくらいまでは努力をしたいくらいの理解でいいですか。

○水道部長（上脇田寛君）

包括的業務委託の説明をしたときに、給水原価と供給単価の推移につきましては、グラフでお示しをしたところです。その資料の中で給水原価については、少し微増なのかなと。給水原価につきましては、平成26年度に企業会計の制度改正があったために、特に簡易水道事業のほうは給水原価が相当上がっていますけれども、それはその企業会計の制度改正によるものだというふうに理解をしていただければと思います。一応、給水原価については、そんなに極端に上がるということはないと思っております。

○委員（中村満雄君）

先ほど建設部の説明で、古い数字になりますが、空き家が3,603戸あるということの報告を受けているんですが、当然、空き家であっても過去は人がお住まいだったわけですから配管とか、そういったことはされているでしょうし、先般の凍結とかそういったことがありましたけれども、空き家に対して具体的にはどのような対策をされているのですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

水道部での空き屋という定義、押さえている数字というものが、水道の場合、登録がありまして、現在使用中の開栓、それ以外ということで閉栓というのがありまして、一般的な空き家ではなくて、今現在メーターが付いているけれども、止めている分を水道部としては空き家と捉えています。その数字として現在止めているのが3月14日、今日現在の数字が一番新しいのですが、空き家として7,695件という数字があります。その7,695件のうち、今回の寒波等で、空き家等の漏水等の影響があったものですから、その空き家の取水栓を止めている数、これがこのうち3,355件、これを寒波による影響があったものですから、3,355件の取水栓を止めているという状況になっております。

○委員（中村満雄君）

と言いますと、先ほどの供給コストということで、今年度5万7,900戸ということが数字として部

長の説明でありましたけれども、この部分が、開栓されている住宅だということでもいいわけですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

これが調定件数ということで料金収入として調定をあげる件数です。ここの5万7,900戸をこの数字として使用しています。

○委員（中村満雄君）

この5万7,900戸という数と、先般の外部委託の説明で検針数というのが示されているのですが6万6,540戸というのが示されているわけですが、この6万6,540戸と部長の説明でありました5万7,900戸との、ここが理解できないのですが。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

先ほど申しあげました給水戸数5万7,900戸につきましては、その料金収入、調定にあがってくる件数で捉えております。それからそれ以外に、本市の水道事業検針は全戸検針という形をとっておりますので、先ほど申しあげた空き家7,695件と申しあげましたけれども、それ以外に住んでおられても入院とか長期出張とかそういったもので一時停止とか、水道料金等が未納の関係で強制撤去、仮撤去、そういったものもいろいろあります。そういったものまで含めれば約1万1,000件この戸数にプラスされます。それで6万6,000件くらいの件数になっていくと考えます。

○委員（中村満雄君）

実際、外部委託されたときに、こことこのデータを見てくださいねという数字が、先般、全員協議会で説明がありましたときの6万6,540件、これを検針してくださいねということの外部委託ということ。今もっと膨大な数字がありましたけれども、ここはしなくていいけれども、ここはやってくださいねとか、そういった感じで分けるわけですか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

現在、検針も個人委託をしておりますが、今もメーターが付いているところは全て検針すると。これは漏水等を早期に発見するために毎月の全戸検針を行っております。それをそのまま住宅業者のほうにもしていただくような形でこの件数を挙げております。

○委員（新橋 実君）

昨日は寒波による被害の中で、漏水当番の方が大分活躍されたということだったのですけれども、この漏水当番というのは各地区にあると思うのですけれども、これの業者数を教えていただけませんか。

○水道課長（寺田浩二君）

各地区の当番店の数を申し上げます。国分地区16社、隼人地区6社、溝辺地区3社、横川地区4社、牧園地区5社、霧島地区5社、福山地区3社、合計で42社となっております。

○委員（新橋 実君）

これは各地区に業務委託となっておりますけれども、1社ごとに業務委託をされているということですか。

○水道課長（寺田浩二君）

1社ごとではございませんで、地区ごとに組合をつくっておられますので、その組合に対しての契約となっております。

○委員（新橋 実君）

今回、国分地区が3月いっぱい解散をされるという話ですけれども、4月以降はまた別な組合がされるというような話を聞くわけですけれども、この中身はどうなっていますか。

○水道課長（寺田浩二君）

国分地区の組合が来年度解散するという話は私どものほうには正式にはまいておりません。先日も組合の会長さんとも話す機会があったのですが、そのような話はされておりませんでしたので、水道課としては当然、来年度も同じような形で国分地区の組合の方と契約できるものというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

以前はそういう話があったわけですがけれども、今はそれが消えたということなんですかね。そして各地区で業者数が違うわけですがけれども、地区ごとに組合をつくられているということで、地区ごとに業務委託料が違うということですか、その辺の金額は幾らになっていますか。

○水道課長（寺田浩二君）

地区ごとに委託料の金額が違います。来年度の分を申し上げます。国分地区が480万円の予定です。隼人地区が320万円、その他の地区、残りの5地区は160万円ずつでございます。

○委員（新橋 実君）

これはあくまでも待機料という形ですよ。年間待機していただくという形ですがけれども、その後出たときは出たときで、また材料を使ったりとか、そういったときにお金を出してもらおうと。大体、業者というのは漏水があると言えば結構な道路であったり、どういう漏水があるか分かりませんが、組合で対応するというのであれば、例えば国分であれば16社全てが対応するわけですか、それともそのうちの何社とか決まっているわけですか。例えば、横川であれば4社、溝辺だったら3社ですよ、その辺の状況はどうなのですか。

○水道部長（上脇田寛君）

地域によりまして、基本的にその委託料は待機料でございます。考え方としては国分地区辺りは一週間おきに当番店が変わるとか、ほかの地区については毎日変わるとか、それぞれ運用面では違います。それと、もし漏水等が発生した場合は、もちろん作業員が出向きまして、うちの職員も行きますけれども、漏水の復旧に掛かった経費については委託費とは別に修繕費という形で支払っております。業者数は基本的に、例えばですがけれども、国分の16社、漏水につきましては本管漏水と宅内漏水、宅内漏水については水道部の経費にはならずにお住まいの方が負担ということになりますけれども、国分地区の組合の方に話を聴きますと、本管漏水に強い業者さんと宅内漏水に強い業者さんがいらっしやるということで、国分地区等については棲み分けをしているような話も聞いております。隼人地区については本管、宅内、どこの業者もできるのではないかと。ですから地域ごとにその辺の組合によって本管、宅内、その辺の漏水修繕についてはまちまちだと理解しております。

○委員（新橋 実君）

今42社言われましたけれども、水道事業者というのは霧島市内に何社くらいあるのですか。

○施設第1Gサブリーダー（下村英明君）

本日現在のホームページに記載されている業者数で市内業者は137社登録がございます。

○委員（新橋 実君）

137社あって、42社しか漏水当番をしないと。漏水ができる場所、できないところいろいろあると思うのですが、水道事業者ということは宅内の漏水等はどこでもできるわけですよ。そういったところが漏水当番をしないというのはいかがなものかと思うわけですが、指導というのは水道課ではしないのですか。

○水道課長（寺田浩二君）

全ての給水指定店の方々が漏水当番に関わっていただくというようなことは、今のところ考えていなくて、これまでの各地区の漏水当番の修繕店さんのそれぞれの組合の経緯とか、そのようなものがあって、先ほど申し上げました漏水当番の事業者数になっておりますことから、特に全ての指定店の方々に漏水当番に関わっていただきたいということは考えていないものですから、指導とかそういったことは行っておりません。

○委員（新橋 実君）

大手企業においてもなかなか漏水当番はしないということも聞くわけですが、やはり自分がやったところくらいは、本当はやってほしいと私は思うわけですが、そこら辺も含めて今後は対応していただきたいと思うわけですが、やはり漏水当番というのは宅内も結構あるわけですが、自分の家で漏水が発生した場合、どこで電話したらいいだろうか、例えば日曜日なんか

こういうのが多いわけですがけれども、水道課の事務の方がいらっしゃって電話に出られることもあるのだけれども、その人も分からない場合もあつたりしますので、漏水当番の公表などはされていますか。こういう業者が漏水当番をされていますよとか、その辺はされていますか。

○水道課長（寺田浩二君）

現在のところ漏水当番店の公表は致しておりません。

○委員（新橋 実君）

できるだけそういったことも含めてやっていただきたいと思います。あと、メーターの交換ですけれども、これは何年おきにされていますか。

○水道部長（上脇田寛君）

8年置きにしております。

○委員（新橋 実君）

これは使用頻度の高いところ低いところありますが、それは8年過ぎたら換えると、いくら品物が良くても換えるということで決まっていますのですか。

○水道課長（寺田浩二君）

水道メーターにつきましては計量法によりまして、8年で交換することに決まっておりますので、そのような対応をしております。

○委員（新橋 実君）

これは新品に換えるのか、それともまた修理をして換えるということですか。

○水道課長（寺田浩二君）

水道メーターの交換につきましては、修理をしたメーター、それから交換をしたメーター、それから新品を購入するメーター、それぞれありますけれども、いずれを使っても計量法では特に規定はございませんので、修理、交換、新品の購入、これを使っております。

○委員（新橋 実君）

新品に交換するより、修理ができるのであれば、修理して交換できるのだったら交換していただきたいと思います。

○委員（厚地 覺君）

霧島市の簡易水道事業、上水道、これの延長距離は幾らありますか。

○水道課長（寺田浩二君）

簡易水道事業の現在の管路の延長を申し上げます。554kmでございます。この数字は平成26年度の決算の数字でございます。上水道の管路延長ですが823kmでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第40号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時54分」

「再開 午後 3時10分」

○委員（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、温泉供給特別会計関係で発言を求められておりますので、発言を許可します。

○霧島産業建設課長（原田 修君）

火力発電所の焚き増し単価を、先ほど私が18.6円と説明いたしたわけでございますけれども、平成26年度の価格は19.42円ということで、平成26年度の単価採用で予算を計上してございます。訂正して、おわび申し上げます。それから、発電所の運用年月日についてということで、中村委員からの質問で

ございましたが、これにつきましては大正11年3月、それからもう一つあるんですが昭和2年2月、それぞれ建築後94年、89年ということで、旧霧島町の営業開始が36年からの事業着工で、38年からの営業開始ということで、九州電力にお金を払っているようでございます。

#### △ 議案第41号 平成28年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（常盤信一君）

それでは、次に、議案第41号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○水道部長（上脇田寛君）

議案第41号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。工業用水道事業会計予算につきましては、国分上野原テクノパークに立地している工場群等への工業用水道の安定供給を目的として予算編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページ及び2ページに記載してある通りでございますが、1ページの第2条の「業務の予定量」から御説明いたします。平成28年度の業務の予定量は、給水事業所数を対前年度2事業所増の20事業所、年間総給水量を10万2,200 $\text{m}^3$ 、一日平均給水量については280 $\text{m}^3$ とそれぞれ見込んでおります。第3条の「収益的収入及び支出」につきましては、収入支出の総額をそれぞれ2,097万1,000円計上いたしております。今回は固定資産除却費等に係る経費の増加が見込まれたため、前年度と比較し収入支出それぞれ399万円増となっております。第4条の「資本的収入及び支出」につきましては、収入として老朽施設の更新を行うための一般会計からの補助金3,835万1,000円を計上し、支出につきましては、老朽施設更新工事等の建設改良費3,952万円を計上いたしました。耐用年数を経過した老朽施設につきましては、平成25年度から計画的に更新作業を進めております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額116万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金を取り崩し、補填するものと致します。2ページの第5条は「一時借入金の限度額」を、第6条は「予定支出の各項の経費の金額の流用」を、第7条は「他会計からの補助金」を、第8条は「たな卸資産の購入限度額」をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○管理課長（浮辺文弘君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（中村満雄君）

今、説明いただきましたけれども、要するに、この事業は赤字ということですよ。一般会計からの補填とか、そういったことがあって、それをもちろんテクノパークですか、そこに工場を構えてらっしゃる会社が市のほうにいろんな税金を納めていただいているとは思いますが、そういった観点から見て、市の一般会計からの繰入れとかを見ても、例えば14ページの表では3,835万1,000円の計上がありますが、これをはるかに上回る税金を、あそこにある会社が納めていただいているか、その辺はどうですか。

○水道部長（上脇田寛君）

税金は、確かうちのほうで把握しているのは法人市民税のほうを把握していると思いますので、確認します。

○委員（前川原正人君）

先の議案第8号で、2,400 $\text{m}^3$ を900 $\text{m}^3$ に、1日の最大給水量を変更するというので、産業建設常任委員会のほうで議論をされたと思いますが、私は委員会に所属していないので確認しますが、その変

更をする理由、それとそれに係る今年度の予算とを見たときに、変更があるのかないのか。この2点をお聴きします。

○水道部長（上脇田寛君）

1日の給水量を900tにするわけですが、今、テクノパークの進出企業は、工業用地の約90%に立地している状況です。あと、10%は3か所ほど分譲予定になっておりますが、3か所に企業が立地したにしても、900tで足りるだろうという計算で、今回は条例改正を上程したものでございます。

○管理課長（浮辺文弘君）

今回の予算では、施設更新で能力を下げることで、動力費等の削減が見込まれますが、電気料金のほうの算出は難しかったものですから、今年度は前年度実績を基に予算を組んでおります。決算時においては、削減効果というのが表れると考えております。

○委員（前川原正人君）

何を聴きたいかという、要するに、今の先ほどの部長の説明では、1日の平均給水量は280m<sup>3</sup>だということで、平均値が出ていますよね。現実的には、900m<sup>3</sup>というのは使わないという考えがあるでしょうが、要するに、先ほどの中村委員の発言でもありましたが、要するに、まあ結果的には赤字が出ているんですが、企業誘致をして、そして立地していただいて、そして雇用が増えて、法人税とかいろいろ出てくるのですが、会計上から見たときに、それがペイできるのかということですよ。その辺についてはどうなんでしょうか。まあこれは、総体的なところで見なきゃいかん部分があるんですけども、差し引きできればプラスが一番望ましいでしょうけど、最低でもペイできたほうがいいのではないかという、そういう部分です。

○水道部長（上脇田寛君）

先ほどから、赤字の話が出ていますが、確かにテクノパークの工業用水道事業については、今までの企業誘致の歴史があります。ですから、この事業について黒字化というのは難しいであろうと。それとあと、この施設というのが県から譲渡を受けたもので、ある程度耐用年数がたっていると。それで、更新をすることで、平成25年度からポンプを交換したりしているわけですが、当初の計画は、その辺の更新費用を2億2,800万円くらいで見えていたんですが、やはり使用水量が少ないことと、同じ規模のものを更新した場合に、それくらい掛かると。ですから、更新費用をできるだけ抑えようという考え方を現在しております。平成30年まで更新期間が掛かるわけですが、その更新費用を試算しているのが、1億2,300万円くらいです。ですから、1億円くらいの事業費を抑えたいと。それに伴って、給水量そのものも900tにさせていただくということです。

○委員（前川原正人君）

もう1点お聴きをしたいのは、現在、トン当たり、幾らでしたっけ、大体、基本料金45円でしたか。あの、工業用水の場合はですね。今、おっしゃるようなペイできないであろうと。今後はまた、修繕費用とか施設の経費等が掛かっていくんだろうということもおっしゃったわけですが、本来だったら、料金を例えば、確かに企業誘致でしたという歴史、経過もあるわけですが、少しでも負担を企業のほうにお願いをして、そのまあ利益を出せとは言いませんが、まあそれなりの負担をお願いをするとかですね、まあ水道料金、まあ工業用水ですので、そちらのほうでの議論というのはなかったわけですか。

○管理課長（浮辺文弘君）

上野原テクノパークの工場につきましては、工業用水道があるということで立地されている企業等もあります。今までも話をさせていただいているんですが、当初の規模は相当大きなもので、遺跡等が出なければ相当広大な面積があり、採算ベースに乗ったかもしれませんが、遺跡等が出て半分になったと。それで、その中で企業等にその分を払ってくれというのは、ちょっと考え方がどうかというところで、現在までこの料金にしているところでございます。ですから、今のところ、私どもの考えだけで企業のほうに求めるということは考えておりません。

○委員（前川原正人君）



もう1点お聴きをしたいのは、先ほど20事業所あるとの説明がありましたが、これは20の会社という理解でよろしいですか。

○管理課長（浮辺文弘君）

事業所としては16事業所あります。それで、第2工場、第3工場等を持っているところがあるものだから、20ということですよ。

○委員（前川原正人君）

16事業所ということは、何社で16事業所になるわけですか。第2、第3の建屋を持っていれば、それは一つというふうにカウントをしていくんでしょうけど、社名で言ったときに、例えば4社あって、そのうちの全体で16、いや20事業所になるのか、その辺の詳細はどうでしょうか。

○管理課長（浮辺文弘君）

16社で20か所ということでございます。

○委員（新橋 実君）

説明資料7ページ、この配水設備工事費の中身を詳しく教えてください。

○水道課長（寺田浩二君）

来年度の計画でございますが、先ほどの説明でもありましたように、まず第1井戸、こちらの電気設備工事の改修、計装盤ですとか流量計の取り替え、それと中継槽の電気設備の取り替えで、計装盤や水位計の取り替えでございます。それと浄水場におきます電気設備の改修、流量計でございますとか、あと配管、配線工事等でございます。

○委員（新橋 実君）

改修とか取り替えでしょうが、これはもう実際、それがもう時期が来たということですか。もう結局、傷んできた。取り替える時期になったということですか。何年たっているんですか。

○水道課長（寺田浩二君）

ここの上野原テクノパークが、この設備が完成したのが平成元年と聞いております。ですので、もう27年から28年たっているのかと思います。

○委員（新橋 実君）

今回、初めての取り替えということですか。

○水道課長（寺田浩二君）

これまで、何回か不具合が出た箇所につきましては、それぞれ修繕等をなされてきたものと考えておりますが、全体的な計画として大きな計画をもって改修をするというのは、今回が初めてというふうに考えております。

○水道部長（上脇田寛君）

先ほどの税金のお話しですが、まず水道部のほうで所管していないこと、あと固定資産税とか法人市民税については、やはり法人の情報なので、この場でお答えすることは差し控えていただきたいと思っております。

○委員外議員（宮本明彦君）

先ほどの水源地の電気料165万円、最大給水量が2,400㎥から900㎥、そして電力の自由化といのも一般質問でありました。ここは、深夜電力料というのが別個にあって、例えばそういうのがあったら、深夜だけにくみ上げとけば、電気料が安くなるとかいう考え方もできるんですが、そういうのはあるんでしょうか。

○管理課長（浮辺文弘君）

深夜電力等のそこについては、把握しておりませんので、ちょっと戻って調べます。

○委員外議員（宮本明彦君）

また後日に、個人的に報告していただければ有り難いと思っております。

○管理課長（浮辺文弘君）

後日、報告させていただきます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第41号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時42分」

「再開 午後 3時44分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。議案番号順に行います。

### △ 議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について

○委員長（常盤信一君）

まず、議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員（中村満雄君）

総務部予算で、市長の車を新車に更新するという予算がありました。これは、どう考えても市民感覚で見たら、ちゃんと動く車を買って替えるなんて贅沢すぎると、私はそう思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結します。討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第33号について、反対の立場から討論に参加をしたいと思えます。本予算のまあ特徴的な背景には、まあ昨年に引き続きまして、国において、地方創生としての方策の継承があります。また、32年度から地方交付税の合併特例措置の終了に向けまして、段階的縮減が始まり、自治体の財政運営が厳しくなることが予想されます。また一方、平成26年度から消費税の税率が、8%に引き上げられたことに伴いまして、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金が、新年度においても継続をされて、新たに65歳以上の低所得者に対しまして3万円を支給するなど、消費税10%増税の布石が打たれていくことなどが特徴的です。本予算に反対する理由と致しまして、一つ目に、国分庁舎別館建設及び既存庁舎改修事業として23億2,241万6,000円の計上をされております。この経緯と致しまして、市民の意見が反映をされておらず、行政の都合だけで進められ、地域審議会でも建設ありきで説明をされまして、市民の意見は反映されないと言わざるを得ないわけではありますが、隼人庁舎に存在いたします選挙管理委員会と教育委員会を国分庁舎に集中させることによりまして、一極集中に拍車が掛かることにならないか疑問に思えます。二つ目に、新規事業と致しまして今回、牧園総合支所庁舎及び牧園老人福祉センター複合施設建設事業の基本設計、地質調査、実施設計などの予算5,330万1,000円が計上されております。現在の牧園庁舎支所の利便性を図る目的であることは理解をしておりますが、既存庁舎の利活用を今後どうするのかという問題があります。執行部の答弁では、地域審議会でのこれまでの議論を踏まえて検討するということではありますが、利活用をどうするのかを見定めてから、方針を決定した上で取り組むべきであることを指摘するものです。このことは、10年前に自治体が合併した経過がございますが、支所、総合支所の在り方など、経緯を見ても教訓とすべきであります。三つ目の理由は、人権啓発センターへの105万1,000円が計上されております。この根拠として、同和対策法によりまして予算化されてきた歴史もありますが、この法律は2002年、平成9年3月に期限切れとなっております。法的根拠のないままに予算措置をされております。また、人権セ

ンター各種教室事業として302万1,000円として、小中学校の学習会が開かれておりますが、2013年6月には、子供貧困対策の推進に関する法律が制定されまして、貧困状態にいる子供たちが健やかに育成される環境整備と教育の機会均等を求めている法律です。補充学習ではなくて、この学習会を子供の貧困対策として、経済的理由により学習塾に行けない子供たちのために、無料塾などの政策を霧島市全域に波及することこそ求められると考えます。四つ目の理由は、木質バイオ発電の問題であります。この補助金は、県補助金も支出をされておりますが、霧島市も2013年度から2018年度まで、債務負担行為として4億800万円を支出することが決定をされた経過があります。この事業は現在も継続中でありまして、本当初予算にも10億200万円が計上されております。この補助金を含む議会の審査に、木質バイオ発電会社の役員に当時の現職の市議会議員が審査に参加をして、政治倫理上問題がなかったのかが問われており、そのプロセスに問題があると指摘をせざるを得ません。最後に、福山中学校を来年3月31日をもちまして、国分南中学校と統廃合が計画をされております。保護者の中からは、統合ありきで話が進められているのではないかと、大規模校に馴染めなかった場合の不安があると、このような中で本予算に閉校記念行事などの経費約70万円が計上されております。国策として地方創生が言われておりますが、霧島市の人口は13万人を目標にしていることなどからしても、中学校を閉校することは、地方創生や人口増対策からみても逆行するものであります。ひいては、地域コミュニティの疲弊や地域産業などへの影響も大きいものがあると考えます。また昨年、国分下井保育園、国分西保育園、養護老人ホーム国分舞鶴園が28年度、今度の予算から民営化されることとなりますが、霧島市保健福祉施設民営化計画では、平成30年までに公立幼稚園、保育園、横川長安寮、日当山春光園の老人ホームの民営化計画があります。少ない負担で利用できる福祉施設を民営化することは、社会的弱者が利用できなくなることが予想をされまして、本来の保育園や幼稚園は民営化や廃園ではなく、公的機関が責任を持って運営をし、地域住民の福祉の向上に寄与することが目的でありまして、利用者がいないとの理由や、そのほかの理由で廃園することや、管理経費が掛かるから民営化にするということは、福祉政策に対して行政の責任放棄であることを指摘するものであります。以上、述べまして、私の討論と致します。

○委員（時任英寛君）

議案第33号について、賛成の立場で討論に参加を致します。平成28年度一般会計当初予算は3.9%増の572億5,000万円となりました。これにつきましては、行政改革又は人件費の削減に努めた結果、更なる経費削減というものを織り込んでおるところでございます。また、経営健全化計画から見ますと、基金残高、起債残高、これについても計画を上回る一つの予算編成が成されているものと考えます。先ほどから議論がございましたように、保健施設の民営化につきまして、公的機関がすることによって、サービス向上又は福祉の向上につながるという意見がございましたけれども、これは間違った情報というものを市民に発信すべきではないと、このように考えております。民営化することによって、サービスの向上というが図られたという報告がなされておるわけでございまして、さらに住民福祉の向上に努めることを期待できるものであります。今回の予算の中には、391億円という額の地方創生に関連する予算等が盛り込まれております。確かに、新規事業又は拡充事業につきましては、さほど数は多くございませんけれども、国に先んじて地方創生、そしてまたふるさと創生を事業展開してきたという裏付けであると、このように認識を致しております。今後、更なる事業の拡充というものを期待を申し上げ、賛成の討論と致します。

○委員（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決をします。議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者7名で、起立多数と認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

#### △ 議案第34号 平成28年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第34号、平成28年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第34号に、賛成の立場から討論に参加を致します。今回の国民健康保険会計は、国保税に関わる医療費分の所得割額を、昨年に引き続きまして9.5%を8.9%に、均等割2万3,200円を1万9,500円に、平等割の2万800円を2万500円に引き下げ、さらに12歳以上18歳未満の扶養をしている世帯には、均等割の減免割合を2分の1の1万3,950円であったものを、4分の3の2万925円に拡充し、28年度も継続して実施することは、先の議案13号及び14号でも明らかになりました。今回の国保税の引下げが盛り込まれた予算は、長引く不況と低所得者世帯の方たちや自営業者、農業者、年金生活者が多く加入する特徴を持っている国保として、大いにこれらの方たちを励ますものであり、本予算に賛成をしたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第34号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第34号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第35号 平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第35号、平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第35号に、反対の立場から討論に参加を致します。本制度は、後期高齢者医療制度が平成20年、2008年の4月1日からスタートをした経緯があります。75歳以上の年齢によりまして、医療制度を年齢によって囲い込む問題があります。新年度から2年に1度の改定が予定をされて、所得割を9.32%から9.97%へと、0.65%の負担増と、均等割につきましては5万1,000円に据え置かれているというものであります。今でも少ない年金が引き下げられている状況で、年金で生活をされている高齢者から強制的に保険料を引き落としている状況もあります。本制度は、国の国策として従わざるを得ない制度ではありますが、年齢を重ねているという理由で、社会保障制度である医療に年齢で区別していることに問題があることを指摘して、私の討論と致します。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第35号について、原案とおりに可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者8名で起立多数と認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第36号 平成28年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第36号、平成28年度霧島市介護保険特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第36号に対しまして、反対の立場から討論に参加を致します。本市の場合、保険料の上昇を抑制する政策として、これまで保険料第3段階と第4段階を細分化して、保険料区分を8段階にすることで、軽減のための施策が継続をされております。反対する理由は、今後、要介護1・2に該当する方たちを保険給付から外し、訪問介護の生活援助を原則自己負担か地域支援事業に移行させることが予定されています。委員会審査でも議論となりましたが、地域支援事業を使える限度は標準給付費の3%以内と法律で定められ、生活支援体制整備事業費1,562万5,000円、認知症対策推進事業費814万6,000円、介護連携推進事業費31万6,000円の新規事業合計額2,408万6,000円については、3%枠とは別に、事業ごとに算定した合計額を「標準額」として、その範囲内で実施できるとのことではありますが、消費税増税を見込んだ財源措置と要介護1・2を保険給付から除外することが懸念されます。本制度の実施の趣旨は、16年前に始まった当時、「家族が支える介護から社会が支える介護へ」ということでありましたが、年月が進むにつれて、これまで保険料の上昇と、介護制度を利用すれば限度額の1割を負担するという耐え難い制度となっております。必要な方が必要なときに介護保険制度を利用できる制度になっていないのであります。少ない年金で生活を余儀なくされている年配者の立場に立てば、保険料の負担軽減と利用しやすい制度に改善が求められます。国の施策と県全体の広域での制度になっていますが、国の責任で改善するべきであることを指摘して、討論とします

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時03分」

「再開 午後 4時04分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。討論は、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者8名で、起立多数と認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第37号 平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第37号、平成28年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（中村満雄君）

私は、この事業に反対の立場で討論に参加いたします。2年前にも発言したことですが、このような事業そのものは、民間で十分充実した保険があり、霧島市でこれをやる意義がどこにあるかと。今回の執行部答弁でも明らかになったことですが、ゼロ歳児から未就学児は保険が、このような共済の保険が必要であれば、負担しなければならないとか、そういったことがあると。それと、高齢者は必要でない。そのような観点から、アンバランスな点もあり、早期にこの事業は止めるべきだと、私は思います。そのような理由で反対いたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、討論を終わります。採決します。議案第37号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者8名で、起立多数と認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第38号 平成28年度霧島市下水道事業特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第38号、平成28年度霧島市下水道事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案38号に、反対の立場から討論に参加します。本下水道事業は、昭和61年3月に基本計画策定が完了し、平成元年2月事業認可、平成2年8月から受益者負担金の賦課徴収告示となり、現在に至っています。受益者負担金を1㎡当たり430円と現在も変更はありませんが、当時の金利は年利率6%程度で、有効にこの金利を活用し、事業経費の節減ということから前納報奨金制度を設けてきた経緯があります。しかし、現在ではゼロ金利政策によって、その恩恵もほとんどない状況であります。受益者負担に係る20%を軽減する前納報奨金を廃止して、受益者負担金の値下げこそ、市民負担の軽減になることを指摘します。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、討論を終わります。採決します。議案第38号について、原案のとおり可

決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者8名で、起立多数と認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第39号 平成28年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第39号、平成28年度霧島市温泉供給特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第39号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第39号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第40号 平成28年度霧島市水道事業会計予算について

○委員（常盤信一君）

次に、議案第40号、平成28年度霧島市水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第40号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第40号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第41号 平成28年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第41号、平成28年度霧島市工業用水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員（中村満雄君）

工業用水の会計は、ずっと赤字が続いているわけです。このまま赤字をずっと続けるのか。黒字にしろとはいいませんけれども、赤字を少なくするという動きは行うべきだと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第41号に対して、反対の立場から討論に参加します。これまでも述べてきましたが、工業用水道料金には企業誘致など、これまでの歴史的背景があることは認識いたしております。28年度からは、1日当たりの最大給水量を2,400m<sup>3</sup>から900m<sup>3</sup>に変更することになります。現在、20事業所の水道料金は1m<sup>3</sup>当たりの基本料金45円、超過使用料金1m<sup>3</sup>当たり90円で供給しています。一方、市民が使用している水道料金は、13mm口径で基本料金490円、20mm口径では890円、従量割として85円から110円として設定されています。市民が使用する水道料金と比較しても、工業用水道は安い価格で供給されていることが分かります。企業誘致をしてきたこれまでの経緯もありますが、受益者負担の原則と、利益を追求する企業から応分の負担の水道料金を徴収することは、企業の社会的責任があることから、市民が負担している料金と同等の水道料金を徴収すべきであることを指摘するものであります。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名で、起立多数と認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第42号 平成28年度霧島市病院事業会計予算について

○委員（常盤信一君）

次に、議案第42号、平成28年度霧島市病院事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見ございませんか。

○委員（新橋 実君）

DMA Tカーの購入予算が計上されております。現在、県内において1か所、鹿児島市医師会病院にあるとの報告がありました。その財源を、市が全て一般財源で行うことについては、少し疑問もあります。確かに、鹿児島空港や霧島連山などが近隣にあり、突発的な災害が発生する危険性もあり、必要性は理解しますが、答弁で、国が補助については厳しいと言われておりましたが、まだ余地もあるのではないかとと言われておりましたので、今後も努力をしていただき、現在市が進めている環霧島など広域的な会議でも議論していただきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

DMA Tカーの関係で言いますと、まあまあ配属をするということには、否定は致しませんが、問題は維持管理です。要するに、病院側がちゃんと維持管理をするということで、計画としてはありますが、出ないほうがいいんでしょうが、本当に必要なときに、すぐに対応ができるという環境といたしますか、そういう準備というのを十分にやるべきであろうと。使わないから、そのままではなくて、緊急の場合に対応ができるような維持管理、そしてメンテナンス等を十分にやるべきであるということとを申し述べておきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕



ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（中村満雄君）

私は、病院関係予算に関して、反対の立場で討論いたします。理由は、DMATの予算が含まれていることにあります。鹿児島市医師会病院に1台配置されていますが、その出動実績はないと。導入してから2年間、一切なかったということ。それと、執行部のDMATに関する説明が非常にお粗末であったこと。それと、この車両及び乗務員の維持管理とかそういった点で、かなり問題があるということ。5人の準備が必要なようですが、その代替要員も確保されていないこと。このような時点で導入するということは、2,620万円ですか、このような多額の金額を要するということは、厳しい霧島市の財政からは当然、これを容認すべきではない、そのような観点で反対いたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者8名で、起立多数と認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員（常盤信一君）

これで、10件の議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点がございましたらお願いをします。ございませんか。

○委員（前島広紀君）

1点お願いいたします。今回の38号議案の下水道部事業と、39号の温泉事業におきまして、歳入についての説明がございませんでしたので、これからは特別会計として歳入歳出それぞれの説明が必要ではないかということをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、今あったことも付け加えながら、委員長に一任をしていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の全てを終了しました。よって、予算常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4時20分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 常盤 信一